

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	国税関係事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

国税庁は、国税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・番号制度に関する税務上の措置として、納税申告書や法定調書等の税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられたため、国税当局は特定個人情報を保有している。
- ・国税庁は、内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を任務としており、賦課・徴収事務を行うに当たって国税庁の次世代システムを利用する。
- ・国税庁の次世代システムは、全国の国税局(所)と税務署をネットワークで結び、申告・納税の事績や各種情報を入力することにより、国税債権等を一元的に管理するとともに、これらを分析して税務調査や滞納整理に活用するなど、地域や税目を越えた情報の一元的な管理により、税務行政の根幹となる各種事務処理の高度化・効率化を図るために導入されたコンピュータシステムである。
- ・国税庁の次世代システムでは、特定個人情報をオンプレミス環境に保管するか、クラウド環境に保管するか、又はこれらを併用するか、検討しているところである。
- ・国税庁の次世代システムは、令和8年度の本格稼働を目指して開発を進めているところであり、今後の開発過程で、この評価書の記載に影響する事象が生じた場合は、順次適切に対応する。

評価実施機関名

国税庁長官

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

令和4年6月22日

公表日

令和4年6月30日

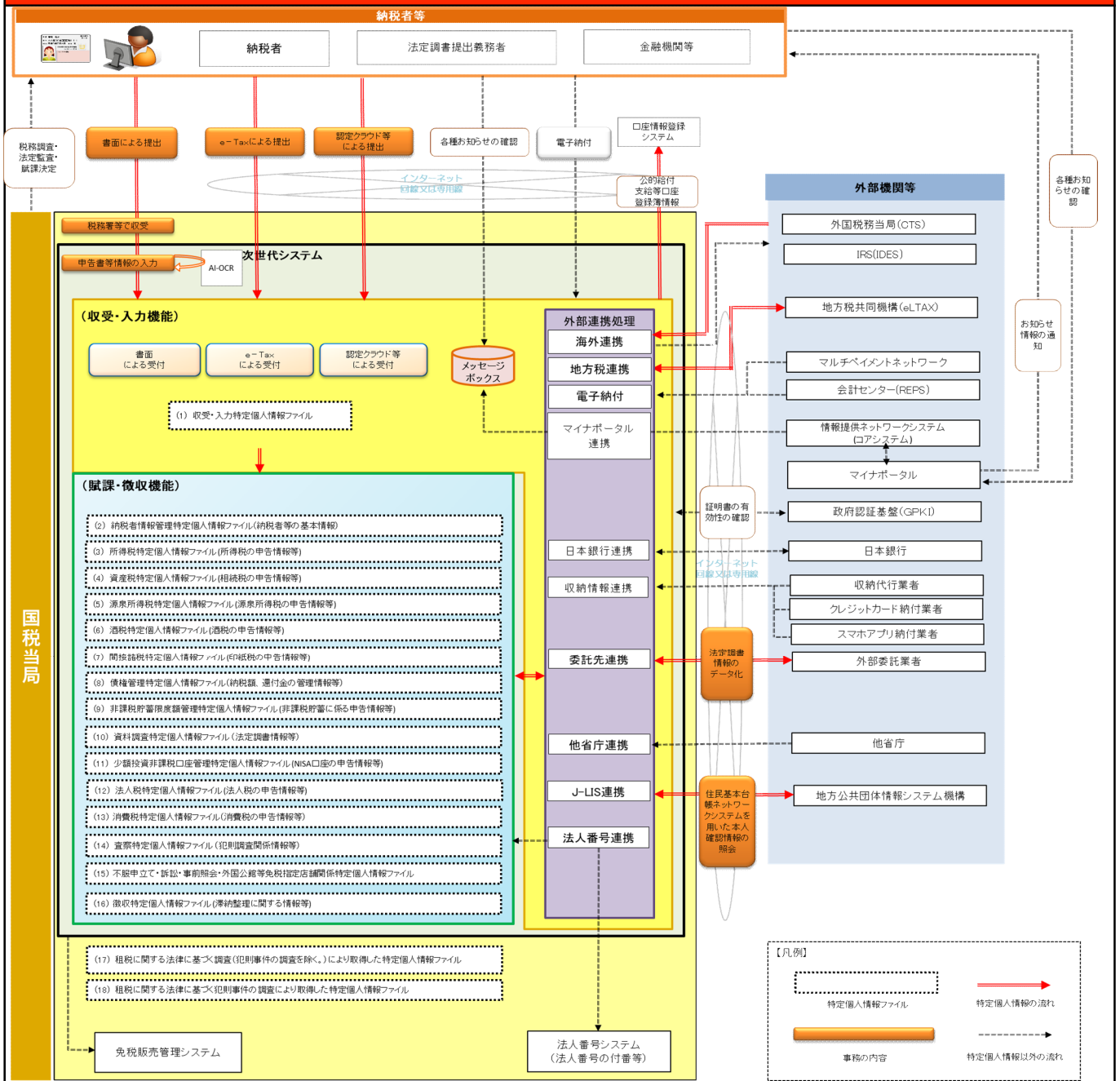
[平成30年5月 様式4]

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施しない]
②法令上の根拠	—
<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	国税庁長官官房総務課情報公開・個人情報保護室
②所属長の役職名	国税庁長官官房総務課情報公開・個人情報保護室長
8. 他の評価実施機関	
—	

(別添1) 事務の内容



(備考)

【国税庁の次世代システムの概要】

申告・納税の事績や各種情報を入力することにより、国税債権等を一元的に管理するとともに、これらを分析して税務調査や滞納整理に活用するなど、地域や税目を越えた情報の一元的な管理を行うシステム

【国税庁の次世代システムの主な機能】

(イ)申告書等の入力、(ロ)納税者に関する基本情報や関係者情報の管理、(ハ)各種税目に係る申告、申請・届出等の情報の管理、(ニ)法定調書等の資料情報の管理、(ホ)国税の債権債務の管理、納税証明書の作成、(ヘ)税務調査対象者の選定

【国税庁の次世代システムにおける賦課・徴収の事務の流れ】

①納税者等が申告書等の提出を行う、②申告書等の受付(收受)を行う、③申告書、法定調書等を国税庁の次世代システムへ入力する、④申告書等を提出した者に係る個人番号について住民基本台帳ネットワークシステムへ本人確認情報の照会を行う、⑤申告書・法定調書情報等について、地方税当局への提供及び地方税当局からの入手を行う、⑥必要に応じて税務調査、賦課決定等を行う。

※令和4年度よりクラウド環境上に構築したAI-OCRも併用し、データエントリー(データ入力)をしている。

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 (金融機関の営業所等、金融商品取引業者等の営業所) <input type="checkbox"/> その他 (法定調書提出義務者、外国税務当局、地方公共団体情報システム機構)
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/> 専用線 [<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (e-Tax(インターネット回線)、共通送受信システム(CTS)、住民基本台帳ネットワークシステム、認定クラウド等
③入手の時期・頻度	<p>【本人又は本人の代理人、民間事業者、法定調書提出義務者からの紙、電子記録媒体、e-Tax又は認定クラウド等による入手】 個人番号が記載された納税申告書、法定調書、各種申請・届出の書面又はデータを受付(收受)する都度、特定個人情報を入手することとなる。 認定クラウド等では、特定ファイルに申請等情報が記録された時又は税務署長に対して当該申請等情報を閲覧し及び国税庁の次世代システムに記録する権限が付与された時のいずれか遅い時に特定個人情報を入手したものとみなされることとなる。 ・上記の各種申請・届出の提出時期については、所得税法第120条(確定所得申告)第1項等の各税法に規定されているところである。 例えば、 ①所得税の確定申告書(所得税法第120条)については、2月16日から3月15日の期間 ②贈与税の申告書については、2月1日から3月15日の期間 などとされている。</p> <p>【外国税務当局からの入手】 租税条約等に基づき、毎年9月末までに、外国の税務当局から個人番号を含む金融口座情報の提供を受ける。</p> <p>【情報提供ネットワークシステムからの入手】 国税庁の次世代システムからの各種お知らせ情報の通知をマイナポータル利用者へ連絡する際に、個人番号対応符号を取得する。</p>
④入手に係る妥当性	<p>【本人又は本人の代理人、民間事業者、法定調書提出義務者からの紙、電子記録媒体、e-Tax又は認定クラウド等による入手】 ・国税の多くは申告納税制度であるため、本人から入手を行うとともに、的確な指導や税務調査に活用するために法定調書の提出を義務付けており、法定調書提出義務者からの入手も行っている。これらの措置として、国税通則法第124条等の国税関係法令に、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が規定されている。 ・納税者等の利便性の向上のために書面だけでなく、e-Tax、電子記録媒体又は認定クラウド等による提出も認めている。ただし、認定クラウド等による提出が可能な申請等は、国税庁長官が定めるものに限る。</p> <p>【外国税務当局からの入手】 租税条約等に基づき、個人番号を含む金融口座情報の提供を受けることとされている。</p> <p>【情報提供ネットワークシステムからの入手】 国税庁の次世代システムからの各種お知らせ情報の通知をマイナポータル利用者へ情報提供ネットワークシステムを経由して連絡する際に、個人番号対応符号を利用して対象者(マイナポータル利用者)を特定する必要がある。</p>

⑤本人への明示		国税通則法第124条等の国税関係法令に、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置を規定することにより、国税当局が個人番号を入手することが明示されている。							
⑥使用目的 ※		<ul style="list-style-type: none"> ・内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現のため、法定調書等の名寄せや納税申告書等との突合が正確かつ効率的にできるよう、個人番号を利用する。 ・納税者が納税申告書を提出する際、住民票の添付が省略できるなどの納税者利便性の向上のために利用する。 ・国税庁の次世代システムからの各種お知らせ情報の通知をマイナポータル利用者へ連絡する際に、対象者(マイナポータル利用者)を特定するため、個人番号及び個人番号対応符号を利用する。 							
	変更の妥当性	—							
⑦使用の主体	使用部署 ※	企画課、課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、消費税室、審理室、査察課、調査課、管理運営課、徴収課、国税不服審判所、国際業務課、相互協議室							
	使用者数	[1,000人以上] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 10人未満</td> <td style="text-align: center;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 50人以上100人未満</td> <td style="text-align: center;">4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5) 500人以上1,000人未満</td> <td style="text-align: center;">6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑧使用方法 ※		<ul style="list-style-type: none"> ・住所・氏名のほか、個人番号が記載された納税申告書を納税者から受け取る。 ・住所・氏名のほか、個人番号が記載された法定調書(給与所得の源泉徴収票等)を法定調書提出義務者(企業等)から受け取る。 ・住所・氏名のほか、個人番号を含む金融口座情報を外国税務当局から受け取る。 ・受け取った電子情報をデータベースへ連絡し、国税債権等を一元管理するとともに、これらを分析して税務調査等に活用する。 ・受け取った書面をAI-OCRでデータ化(イメージ化・テキスト化)して、イメージを格納するとともに、テキストをデータベースへ連絡し、国税債権等を一元管理するとともに、これらを分析して税務調査等に活用する。 ・国税庁の次世代システムからの各種お知らせ情報の通知をマイナポータル利用者へ連絡する際に、地方公共団体情報システム機構に対し、個人番号による個人番号対応符号の提供依頼を行い、情報提供ネットワークシステムから個人番号対応符号を取得するとともに、個人番号対応符号を利用して対象者(マイナポータル利用者)を特定し、マイナポータルのフォルダ開設有無を確認する。また、マイナポータルのフォルダの開設がある場合は、マイナポータルから返却される開設結果連絡に格納された処理通番を利用して、マイナポータルの該当フォルダへお知らせ情報の通知を行う。 							
	情報の突合 ※	—							
	情報の統計分析 ※	個人の属性・特徴等に着目した分析は行わず、受付件数等の統計処理のみ行う。							
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	—							
⑨使用開始日		令和8年度(予定)							

提供先3	
提供先4	
提供先5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

利用者情報、利用者識別番号発番、事績集計別送書類情報、受付番号排他情報、口座情報、国庫金収納機関取扱情報、国際情報交換データ、国際情報交換年番号、プレプリント対象者管理情報、所得申告取得用情報、期日指定納付情報、法人内訳書等情報、法人申告取得用情報、法定調書管理情報、海外通知格納情報、申告時利用者情報、発送対象情報、登録免許税等情報、管理番号、納付区分番号、資料化対象情報、送信事績、非課税口座届出書情報、CSVデータ格納情報、非課税適用確認結果一覧、連携対象者管理情報、法定調書お知らせ管理情報、受信情報、個人申告管理情報、地方税連携ファイル情報、法人申告管理情報、連結法人みなし紐づけ情報、消費申告管理情報、贈与申告管理情報、精算課税届出管理情報(贈与)、添付ファイル情報、更正通知書等情報、課税事績情報、帳票情報、イメージデータ情報、符号管理情報、納付受託者、利用者識別番号、本人確認情報、法人発送対象情報、消費発送対象情報、所得発送対象情報、所得プレプリント格納税理士情報、送付事績情報、返戻事績情報、回答状況管理情報、外部委託送付事績登録状況管理情報

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input checked="" type="checkbox"/> 民間事業者 (金融機関の営業所等、金融商品取引業者等の営業所) <input checked="" type="checkbox"/> その他 (法定調書提出義務者、地方公共団体情報システム機構)	
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input checked="" type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (e-Tax(インターネット)、住民基本台帳ネットワークシステム)	
③入手の時期・頻度	【本人又は本人の代理人、法定調書提出義務者、民間事業者からの入手】 個人番号が記載された納税申告書、法定調書、各種申請・届出を受付(收受)することにより特定個人情報を入手するが、その提出時期については、所得税法第120条第1項等の各税法に規定されているところである。 例えば、 ①所得税の確定申告書(所得税法第120条)については、2月16日から3月15日の期間 ②贈与税の申告書については、2月1日から3月15日の期間 ③相続税の申告書については、死亡したことを知った日の翌日から10月以内 などとされている。 【地方公共団体情報システム機構からの入手】 上記により提出された申告書等に記載された個人番号の確認のため必要な時に、地方公共団体情報システム機構に対し、機構保存本人確認情報の提供を求める。	
④入手に係る妥当性	【本人又は本人の代理人、法定調書提出義務者、民間事業者からの入手】 ・国税の多くは申告納税制度であるため、本人から入手を行うとともに、的確な指導や税務調査に活用するために法定調書の提出を義務付けており、法定調書提出義務者からの入手も行っている。これらの措置として、国税通則法第124条等の国税関係法令に、税務関係書類に個人番号の記載を求める旨が規定されている。 ・納税者等の利便性の向上のために書面だけでなく、e-Tax又は認定クラウド等による提出も認めている。 【地方公共団体情報システム機構からの入手】 番号法第14条(提供の要求)第2項において、地方公共団体情報システム機構に対し、機構保存本人確認情報の提供を求めることができる旨が規定されている。	
⑤本人への明示	【本人又は本人の代理人、法定調書提出義務者、民間事業者からの入手】 国税通則法第124条等の国税関係法令に、税務関係書類に個人番号の記載を求める旨を規定することにより、国税当局が個人番号を入手することが明示されている。 【地方公共団体情報システム機構】 番号法第14条第2項において、地方公共団体情報システム機構に対し機構保存確認情報の提供を求めることができる旨が規定され、国税当局が地方公共団体情報システム機構から機構保存本人確認情報を入手することが明示されている。	
⑥使用目的 ※	・内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現のため、法定調書の名寄せや納税申告書等との突合が正確かつ効率的にできるよう、個人番号を利用する。 ・納税者が納税申告書を提出する際、住民票の添付が省略できるなどの納税者利便性の向上のために利用する。	
	変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※	企画課、課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、消費税室、調査課、査察課、管理運営課、徴収課、国税不服審判所
	使用者数	<input type="checkbox"/> 1,000人以上] <div style="display: inline-block; vertical-align: top; margin-left: 20px;"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 </div>

<p>⑧使用方法 ※</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・納税者情報の登録を行う。 ・納税者情報の異動情報を管理する。 ・納税管理人等の関係者の管理を行う。 ・住民基本台帳ネットワークシステムを通じて、地方公共団体情報システム機構から機構保存本人確認情報の提供を受け、申告書等に記載された本人確認情報の確認を行う。 ・個人番号及び法人番号を既存の部内番号との関連付けを行う。
<p>情報の突合 ※</p>	<p>—</p>
<p>情報の統計分析 ※</p>	<p>—</p>
<p>権利利益に影響を与え得る決定 ※</p>	<p>—</p>
<p>⑨使用開始日</p>	<p>令和8年度(予定)</p>

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去							
①保管場所 ※	<p>※国税庁の次世代システムでは、オンプレミス環境に保管するか、クラウド環境に保管するか、又はこれらを併用するか、検討しているところである。</p> <p>(1)オンプレミス環境における立入り・アクセス制限 ・Ⅲ 7. ⑤具体的な対策の内容(1)と同じ。</p> <p>(2)クラウド環境における立入り・アクセス制限 ・Ⅲ 7. ⑤具体的な対策の内容(3)と同じ。</p>						
②保管期間	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 35%; text-align: center;"> 期間 [20年以上] </td> <td style="width: 50%; text-align: center;"> <選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない </td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 35%; text-align: center;"> その妥当性 </td> <td style="width: 50%;"> <p>「公文書等の管理に関する法律」(平成21年法律第66号)第10条第1項に基づき、国税庁における行政文書の管理について必要な事項を定めた「国税庁行政文書管理規則」(平成23年国税庁訓令第1号)において、業務に係る行政文書の類型ごとに、保存期間を定めている。</p> <p>※ 上記のとおり、国税庁においては、業務に係る行政文書の類型ごとに保存期間が異なるため、20年以上にチェックをしている。</p> </td> </tr> </table>		期間 [20年以上]	<選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない		その妥当性	<p>「公文書等の管理に関する法律」(平成21年法律第66号)第10条第1項に基づき、国税庁における行政文書の管理について必要な事項を定めた「国税庁行政文書管理規則」(平成23年国税庁訓令第1号)において、業務に係る行政文書の類型ごとに、保存期間を定めている。</p> <p>※ 上記のとおり、国税庁においては、業務に係る行政文書の類型ごとに保存期間が異なるため、20年以上にチェックをしている。</p>
	期間 [20年以上]	<選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない					
	その妥当性	<p>「公文書等の管理に関する法律」(平成21年法律第66号)第10条第1項に基づき、国税庁における行政文書の管理について必要な事項を定めた「国税庁行政文書管理規則」(平成23年国税庁訓令第1号)において、業務に係る行政文書の類型ごとに、保存期間を定めている。</p> <p>※ 上記のとおり、国税庁においては、業務に係る行政文書の類型ごとに保存期間が異なるため、20年以上にチェックをしている。</p>					
③消去方法	<p>情報ごとに定められた保存期間を経過したデータについては、システムにより自動的に消去する。</p>						
7. 備考							
<p>コンピュータセンターにおいて、国税庁の次世代システムの運用支援の委託を行う予定であるが、プログラムの運用・稼働等についての支援を委託する予定であり、委託先のユーザ権限ではシステム内のファイルの内容にアクセスできない措置を講じる。 なお、クラウドサービスを利用することとなった場合、クラウドを提供する事業者はデータにはアクセスしないこととする。</p>							

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

納税者情報、税目住所等情報、お問い合わせ番号管理情報、連絡先情報、関係者情報、納税者異動履歴、法人更新情報、登記情報、管轄転属情報、課金管理情報、住民基本情報、転出税目情報、要確認納税者情報、納税者併合事案情報、納税地併合事案情報

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(3)所得税特定個人情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1,000万人以上] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	所得税法等の規定により国税当局に提出される税務関係書類に個人番号を記載することとされている申告書提出者等。
その必要性	内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現のため、納税者の申告内容を帳簿等で確認するなどの税務調査を実施する際に、個人番号を利用するため。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	個人番号、4情報及びその他識別情報(内部番号):対象者を正確に特定するために保有 4情報及び連絡先:対象者との連絡、各種通知書送付のため保有 国税関係情報:申告事績等の管理のために保有 地方税関係情報:地方税当局への情報連携のために保有
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	令和8年度(予定)
⑥事務担当部署	個人課税課

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (地方公共団体) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input checked="" type="checkbox"/> 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (e-Tax(インターネット))
③入手の時期・頻度	<p>【本人又は本人の代理人からの入手】 個人番号が記載された納税申告書、各種申請・届出書を受付(收受)することにより特定個人情報を入手するが、その提出時期については、所得税法第120条第1項等の各税法に規定されているところである。 例えば、所得税の確定申告書(所得税法第120条)については、「2月16日から3月15日の期間」などとされている。</p> <p>【地方公共団体からの入手】 所得税の適正な課税を行うため、地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の58(道府県知事の通知義務)、317条(市町村による所得の計算の通知)及び番号法第19条第10号等に基づき、地方税当局より必要な情報の提供を受ける旨が規定されており、これらの法令に該当する際に提供を受ける。</p>
④入手に係る妥当性	<p>【本人又は本人の代理人からの入手】 ・申告納税制度であるため、本人から入手を行っている。その措置として、国税通則法第124条等の国税関係法令に、税務関係書類に個人番号の記載を求める旨が規定されている。 ・納税者等の利便性の向上のために書面だけでなく、e-Taxによる提出も認めている。</p> <p>【地方公共団体からの入手】 所得税の適正な課税を行うため、地方税法第72条の58、317条及び番号法第19条第10号等に基づき、地方税当局より必要な情報の提供を受ける旨が規定されている。</p>
⑤本人への明示	<p>【本人又は本人の代理人からの入手】 国税通則法第124条等の国税関係法令に、税務関係書類に個人番号の記載を求める旨を規定することにより、国税当局が個人番号を入手することが明示されている。</p> <p>【地方公共団体からの入手】 所得税の適正な課税を行うため、地方税法第72条の58、317条及び番号法第19条第10号等に基づき、地方税当局より必要な情報の提供を受ける旨が規定されている。</p>
⑥使用目的 ※	<p>・所得税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現のため、納税申告書と資料情報等の突合が正確かつ効率的にできるよう、個人番号を利用する。 ・納税者が納税申告書を提出する際、住民票の添付が省略できるなどの納税者利便性の向上のために利用する。</p>
	<p>変更の妥当性 —</p>
⑦使用の主体	<p>使用部署 ※ 企画課、課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、査察課、管理運営課、徴収課</p>
	<p>使用者数 [1,000人以上]</p> <p><選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>

<p>⑧使用方法 ※</p>	<p>I 所得税に係る課税標準又は税額の決定に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税者から提出された申告書に基づき、課税標準・税額の決定を行う。 ・加算税の賦課決定を行う。 <p>II 所得税の課税標準の調査に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査対象の選定を行う。 ・税務調査を行う対象者の申告内容の確認を行う。
<p>情報の突合 ※</p>	<p>納税申告書に記載された情報と資料情報との突合を行い、課税標準や税額等の計算が所得税法等の規定に従っているか確認する。</p>
<p>情報の統計分析 ※</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・データベースに蓄積された所得税の申告内容や各種資料情報を基に、業種・業態・事業規模といった観点から分析して、調査対象の選定を行う。 ・受付件数などを統計処理している。
<p>権利利益に影響を与え得る決定 ※</p>	<p>納税申告書に記載された課税標準や税額等の計算が所得税法等の国税関係法律の規定に従っていない場合には、更正又は加算税の賦課決定を行う。</p>
<p>⑨使用開始日</p>	<p>令和8年度(予定)</p>

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

青色申請書情報、納税地外更新情報、電子申請書情報、識別番号通知書情報、納税地異動対象者、個別事績引継受信情報、転出入基本情報、転入事績、申告書情報、申告書誤り連絡せん、決算書等誤り連絡せん、所得消費索引情報、決算書等情報、課税台帳索引対象者、国外調書情報、業務雑所得者名簿情報、電子留保対象者、イメージ訂正対象者、還付留保未済者、還付留保解除済、電子明細情報、財産債務データ、申告書誤り作成者名簿、番号照会個別情報、番号確認票、住民登録情報確認票、期中・事後処理登録結果、番号照会情報、予定納税額通知書、予定納税異動事績、予定納税額入力情報、121条・特農見込者、関係者情報、予定納税通11条対象者、予定確定変換除外者、予定基準額確認対象者、特殊収支封入対象業種、決算書付表封入対象業種、確定申告書発送対象者、青色決算書発送対象者、確定申告書発送対象者転入情報、高額所得者情報、新規見込対象情報、納税相談、記帳指導等対象者、一次選定基準、基準金額、分布状況確認表等集計、業種別売上階級情報、同業者順位付け情報、要事後処理対象者、簡易事後処理対象者、扶養は正仮登録対象者、要実地調査対象者、推計抽出結果、概況確認対象者、署内基本情報照会結果、関連納税地等照会結果、業種別指導対象者、ランダム抽出情報、任意抽出情報、補完対象者、納税者索引簿抽出情報、住所納税抽出情報、事業所納税抽出情報、住所地用抽出情報、事業所用抽出情報、事業承継納税者抽出情報、納税管理人抽出情報、地域別納税者抽出情報、法人支店情報、住所納税名簿、事業所納税名簿、住所地用名簿、事業所用名簿、不正還付者抽出情報、分析カード個別対象者、活用対象者抽出情報、申請用情報、一般用情報、加算税用情報、別表用情報、重加算税用情報、過少申告加算税情報、誤り連絡せん用情報、課税事績更新情報、処理事績更新情報、処理加算税更新情報、処理繰損事績更新情報、受領証対象情報、不徴収決議書入力対象者、国外加算税用情報、復興税関連情報、施行解除対象者、電子連絡決議事績情報、電子連絡不可事績情報、住宅控除情報、住宅控除証明書情報、税源移譲控除申告書情報、番号移行抽出情報、重複申告検索対象者、申告審理分析情報、番号記載申告蓄積情報、調査手続情報、課税事績第二表情報、個人課税台帳索引情報、電子明細書給与情報、電子明細書特定口座情報、期限延長情報、永年追加除外情報、業種平均分析情報、組合等基本情報、本人確認済情報、事後処理管理、会計検査院情報、加算税状況情報、居住期間情報、個別管理情報、概況確認事績、管理抽出基準情報、関与税理士情報、還付連絡用情報、決算書等損益情報、会計検査院対象者情報、確認対象者管理、課税事績公の年金情報、決算書等給与情報、課税事績情報、地方税連絡データ情報、農業免税所得申告者管理、納税相談事績、納税地等個別情報、資料情報抽出基準情報、災害地域指定情報、調査損益情報、消費事後処理事績、調査申告情報、証明事績、指導(各説明会)等事績、申告審理情報、課税処理情報、申請書事績、申告審理事績、所得事後処理事績、調査事績、短期累犯事績管理情報、転出入事績管理、適正申告のしよう事績、予定納税事績、税源移譲計算明細書情報、調査是否認情報、財産債務情報

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(4)資産税特定個人情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1,000万人以上] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	所得税法、相続税法等の規定により国税当局に提出される税務関係書類に個人番号を記載することとされている申告書提出者等。
その必要性	内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現のため、納税者の申告内容を帳簿等で確認するなどの税務調査を実施する際に、個人番号を利用するため。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	個人番号、4情報及びその他識別情報(内部番号): 対象者を正確に特定するために保有 4情報及び連絡先: 対象者との連絡、各種通知書送付のために保有 国税関係情報: 申告実績等の管理のために保有
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	令和8年度(予定)
⑥事務担当部署	資産課税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (e-Tax(インターネット))	
③入手の時期・頻度	個人番号が記載された納税申告書、各種申請・届出書を受付(收受)することにより特定個人情報を入手するが、その提出時期については、所得税法第120条第1項などの各税法に規定されているところである。 例えば、 ①所得税の確定申告書(所得税法第120条)については、2月16日から3月15日の期間 ②贈与税の申告書については、2月1日から3月15日の期間 ③相続税の申告書については、死亡したことを知った日の翌日から10月以内などとされている。	
④入手に係る妥当性	・申告納税制度であるため、本人から入手を行っている。その措置として、国税通則法第124条等の国税関係法令に、税務関係書類に個人番号の記載を求める旨が規定されている。 ・納税者等の利便性の向上のために書面だけでなく、e-Taxによる提出も認めている。	
⑤本人への明示	国税通則法第124条等の国税関係法令に、税務関係書類に個人番号の記載を求める旨を規定することにより、国税当局が個人番号を入手することが明示されている。	
⑥使用目的 ※	・所得税、相続税、贈与税等の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現のため、納税申告書と資料情報等の突合が正確かつ効率的にできるよう、個人番号を利用する。 ・納税者が納税申告書を提出する際、住民票の添付が省略できるなどの納税者利便性の向上のために利用する。	
変更の妥当性	—	
⑦使用の主体	使用部署 ※	企画課、課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、査察課、管理運営課、徴収課、審理室
	使用者数	[1,000人以上] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		I 譲渡所得等に係る所得税、相続税及び贈与税に係る課税標準又は税額の決定に関する事務 ・納税者から提出された申告書に基づき、課税標準・税額の決定を行う。 ・加算税の賦課決定を行う。 II 譲渡所得等に係る所得税、相続税及び贈与税の課税標準の調査に関する事務 ・調査対象の選定を行う。 ・税務調査を行う対象者の申告内容の確認を行う。
	情報の突合 ※	納税申告書に記載された情報と資料情報との突合を行い、課税標準や税額等の計算が所得税法等の規定に従っているか確認する。
	情報の統計分析 ※	・データベースに蓄積された所得税等の調査事績や申告事績と法定調書・資料情報との関連性を分析して、調査対象の選定を行う。 ・受付件数などを統計処理している。
権利利益に影響を与え得る決定 ※	納税申告書に記載された課税標準や税額等の計算が所得税法等の規定に従っていなかった場合には、更正又は加算税の賦課決定を行う。	
⑨使用開始日	令和8年度(予定)	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 社内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※	※国税庁の次世代システムでは、オンプレミス環境に保管するか、クラウド環境に保管するか、又はこれらを併用するか、検討しているところである。 (1)オンプレミス環境における立入り・アクセス制限 ・Ⅲ 7. ⑤具体的な対策の内容(1)と同じ。 (2)クラウド環境における立入り・アクセス制限 ・Ⅲ 7. ⑤具体的な対策の内容(3)と同じ。	
②保管期間	期間	[20年以上] <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> <選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 4) 3年 5) 4年 6) 5年 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 10) 定められていない </div>
②保管期間	その妥当性	「公文書等の管理に関する法律」(平成21年法律第66号)第10条第1項に基づき、国税庁における行政文書の管理について必要な事項を定めた「国税庁行政文書管理規則」(平成23年国税庁訓令第1号)において、業務に係る行政文書の類型ごとに、保存期間を定めている。 ※ 上記のとおり、国税庁においては、業務に係る行政文書の類型ごとに保存期間が異なるため、20年以上にチェックをしている。
③消去方法	情報ごとに定められた保存期間を経過したデータについては、システムにより自動的に消去する。	

7. 備考

コンピュータセンターにおいて、国税庁の次世代システムの運用支援の委託を行う予定であるが、プログラムの運用・稼働等についての支援を委託する予定であり、委託先のユーザ権限ではシステム内のファイルの内容にアクセスできない措置を講じる。
 なお、クラウドサービスを利用することとなった場合、クラウドを提供する事業者はデータにはアクセスしないこととする。

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

相統税申告情報、物件情報、納税相談実績情報、申告実績情報、転出入情報、相法第58条通知書情報、出力依頼書情報、固定資産税評価倍率情報、相統税還付情報、加算税処分理由情報、加算税特例管理情報、相統税口座取消情報、相統税被相続人情報、相統税管理情報、相統税統計資料情報、相統税財産取得者情報、相統税申告案内情報、周知文基準情報、相統税周知文対象者情報、相統税調査指令情報、相統税調査対象者情報、資産税情報保有年数情報、相統税電子申告情報、相統税減額連絡蓄積情報、資産税法人納付実績情報、資産税法人理事等情報、相統税実地調査情報、相統税査察実績管理情報、申告状況集計情報、相統税決議連絡蓄積情報、相統税更正決定情報、相統税還付連絡蓄積情報、相統税更正請求理由情報、相統税加算税情報、相統税更正請求情報、相統税還付留保解除情報、資産税社団法人等情報、相統税債権連絡蓄積情報、相統税申告審理情報、相統税統計資料情報、相統税調査情報、相統税事案情報、財産取得者情報、贈与調査情報、災害等延長期間情報、贈与減額連絡蓄積情報、贈与事案情報、贈与受贈者情報、教育資金情報、贈与過去事案情報、贈与更正決定理由情報、贈与決議連絡蓄積情報、暦年課税贈与者情報、贈与申告情報、贈与査察実績管理情報、精算課税受贈者情報、贈与更正請求理由情報、贈与更正請求情報、贈与申告審理情報、贈与資料せん情報、贈与資料索引情報、精算課税申告情報、精算課税届出情報、新增築情報、精算課税贈与者情報、贈与電子申告情報、贈与本人確認蓄積情報、贈与住借情報、贈与買入情報、贈与加算税情報、贈与債権連絡蓄積情報、贈与基本情報、贈与特例情報、物件情報、調査実績明細情報、調査対象者所得連絡情報、調査実績情報、調査決裁済情報、はがき対象者情報、返戻情報、事案情報、要処理選定除外基準情報、譲渡住借情報、譲渡申告情報、譲渡者住所情報、株式審理申告分析情報、株式調査実績情報、国外送金情報、国外移管情報、人格付過年分資料、株式人格情報、株式審理株式調査情報、譲渡局別基準、株式審理過年分資料情報、株式審理階級分析情報、株式申告情報、株式人格履歴情報、株式審理所得調査情報、基礎控除額、計算明細書報、株式申告審理情報、株式審理株式資料情報、株式申告実績集計情報、株式審理特定口座情報、株式審理対象者情報、株式審理課税実績情報、資料明細情報、譲渡内訳書情報、納税相談情報、プレプリント対象者情報、資料情報、譲渡署別基準、申告審理情報、資料索引情報、申告実績集計情報、国外転出事案情報、譲渡内訳書情報、超大口資産家詳細情報、グループ管理連絡情報、人的管理情報、株式納税猶予情報、会社情報異動実績蓄積情報、特別関係者詳細情報、株式納税猶予処理事績情報、株式納税猶予承継贈与者情報、株式納税猶予贈与計算書情報、継続管理対象者情報、納税猶予異動実績蓄積情報、資産税住所変更情報

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(5)源泉所得税特定個人情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1,000万人以上] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	所得税法等の規定により国税当局に提出される税務関係書類に個人番号を記載することとされている届出提出者等。
その必要性	内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現のため、納税者の申告内容を帳簿等で確認するなどの税務調査を実施する際に、個人番号を利用するため。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	個人番号、4情報及びその他識別情報(内部番号): 対象者を正確に特定するために保有 4情報及び連絡先: 対象者との連絡及び各種通知書送付のために保有 国税関係情報: 申告事績等の管理のために保有
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	令和8年度(予定)
⑥事務担当部署	法人課税課

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (e-Tax(インターネット))
③入手の時期・頻度	<p>個人番号が記載された納税申告書、各種申請・届出書を受付(收受)することにより特定個人情報を入手するが、その提出時期については、所得税法第230条(給与等の支払をする事務所の開設等の届出)等に規定されているところである。 例えば、給与等の支払をする事務所の開設等の届出については、事実があった日から1月以内などとされている。</p>
④入手に係る妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・源泉徴収義務者の徴収義務及び納税が適正に履行されているか確認を行うため、源泉徴収義務者から入手を行っている。その措置として、国税通則法第124条等の国税関係法令に、税務関係書類に個人番号の記載を求める旨が規定されている。 ・納税者等の利便性の向上のために書面だけでなく、e-Taxによる提出も認めている。
⑤本人への明示	<p>国税通則法第124条等の国税関係法令に、税務関係書類に個人番号の記載を求める旨を規定することにより、国税当局が個人番号を入手することが明示されている。</p>
⑥使用目的 ※	<p>源泉徴収が適正に行われているか確認するため、納付情報と資料情報との突合が正確かつ効率的にできるよう、個人番号を利用する。</p>
	<p>変更の妥当性</p> <p>—</p>
⑦使用の主体	<p>使用部署 ※</p> <p>企画課、課税総括課、個人課税課、法人課税課、査察課、管理運営課、徴収課</p>
	<p>使用者数</p> <p>[1,000人以上]</p> <p><選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
⑧使用方法 ※	<p>I 源泉徴収に係る所得税の賦課に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・源泉徴収義務者の納税義務の有無を確認する。 ・加算税の賦課決定を行う。 <p>II 源泉徴収に係る所得税の調査に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査対象の選定を行う。 ・税務調査を行う対象者の源泉徴収の確認を行う。
	<p>情報の突合 ※</p> <p>納付情報と資料情報との突合を行い、課税標準や税額等の計算が所得税法等の規定に従っているか確認する。</p>
	<p>情報の統計分析 ※</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データベースに蓄積された納付情報や各種資料情報を基に、業種・業態・事業規模といった観点から分析して、調査対象の選定を行う。 ・受付件数などを統計処理している。
	<p>権利利益に影響を与え得る決定 ※</p> <p>源泉徴収義務者による所得税の徴収及び納付が所得税法等の国税関係法律の規定に従っていなかった場合には、納税の告知又は加算税の賦課決定を行う。</p>
⑨使用開始日	<p>令和8年度(予定)</p>

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 社内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去																	
①保管場所 ※	※国税庁の次世代システムでは、オンプレミス環境に保管するか、クラウド環境に保管するか、又はこれらを併用するか、検討しているところである。 (1)オンプレミス環境における立入り・アクセス制限 ・Ⅲ 7. ⑤具体的な対策の内容(1)と同じ。 (2)クラウド環境における立入り・アクセス制限 ・Ⅲ 7. ⑤具体的な対策の内容(3)と同じ。																
②保管期間	期間	[20年以上] <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> </tr> <tr> <td>1) 1年未満</td> <td>2) 1年</td> <td>3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3">10) 定められていない</td> </tr> </table>	＜選択肢＞			1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
	＜選択肢＞																
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年															
4) 3年	5) 4年	6) 5年															
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上															
10) 定められていない																	
	その妥当性	「公文書等の管理に関する法律」(平成21年法律第66号)第10条第1項に基づき、国税庁における行政文書の管理について必要な事項を定めた「国税庁行政文書管理規則」(平成23年国税庁訓令第1号)において、業務に係る行政文書の類型ごとに、保存期間を定めている。 ※ 上記のとおり、国税庁においては、業務に係る行政文書の類型ごとに保存期間が異なるため、20年以上にチェックをしている。															
③消去方法	情報ごとに定められた保存期間を経過したデータについては、システムにより自動的に消去する。																
7. 備考																	
コンピュータセンターにおいて、国税庁の次世代システムの運用支援の委託を行う予定であるが、プログラムの運用・稼働等についての支援を委託する予定であり、委託先のユーザ権限ではシステム内のファイルの内容にアクセスできない措置を講じる。 なお、クラウドサービスを利用することとなった場合、クラウドを提供する事業者はデータにはアクセスしないこととする。																	

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

基本情報、災害延長情報、併合管理情報、合計表情報、源泉区分履歴管理情報、個別管理履歴情報、納期延長届出確認情報、実地以外調査情報、調査除外期間、金融機関情報、未成年者口座課税管理情報、扶養是正支払者情報、扶養是正受給者情報、源泉併合情報、源泉転出入異動履歴管理情報、源泉統合情報、担当者設定情報、納税者管理情報更新情報、基本事故個情報、基本事故法情報、電子異動申請情報、電子異動排他情報、源泉個別移行管理情報、不明計算書情報、科目更正情報、引継計算書情報、引受計算書情報、累積計算書情報、還付請求書管理連絡情報、加算税決議情報、不徴収決議情報、加算税賦課対象義務者情報、本税徴収情報、形式未納付者抽出情報、指導件数管理情報、把握対象者決算書情報、分析同業種平均情報、帳票用納付事績情報、帳票用申告事績情報、分析結果情報、連結グループ情報、自己株取得情報、退職金高額支払情報、源泉預り金情報、調査事績書情報、決議書情報、是認通知書情報、調査結果説明書情報、義務者基本情報、調査事績書除外期間情報、年調給与額情報、所得控除後給与額情報、年税額計算情報、税額情報、決議控除限度額情報、決議排他情報、調査結果説明書記号情報、扶養是正通知対象者情報、扶養是正引継支払者情報、扶養是正引継受給者情報、扶養是正引受支払者情報、扶養是正引受受給者情報、管轄変更対象口座取消情報、電磁提供申請届出情報、電子利用者要否情報、公益法人情報、共通情報、法人決算書情報、個人決算書情報、扶養是正受給者情報、調査情報、追徴情報、還付情報、納期特例情報、支払確定情報、益金賞与情報、非居住情報、俸給等情報、報酬情報、上場株式情報、内書情報、年末調整情報、利子情報、償還差益情報、定期積金情報、分析情報、年末調整還付情報、租税条約還付情報、災免用還付情報、租税利子還付情報、配当情報

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(6)酒税特定個人情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	酒税法(昭和28年法律第6号)の規定により国税当局に提出される税務関係書類に個人番号を記載することとされている申告書提出者等。
その必要性	内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現のため、納税者の申告内容を帳簿等で確認するなどの税務調査を実施する際に、個人番号を利用するため。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	個人番号、4情報及びその他識別情報(内部番号): 対象者を正確に特定するために保有 4情報及び連絡先: 対象者との連絡、各種通知書送付のために保有 国税関係情報: 申告事績等の管理のために保有
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	令和8年度(予定)
⑥事務担当部署	酒税課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (e-Tax(インターネット))								
③入手の時期・頻度	<p>個人番号が記載された納税申告書、各種申請・届出書を受付(收受)することにより特定個人情報を入手するが、その提出時期については、酒税法第30条の2(移出に係る酒類についての課税標準及び税額の申告)等に規定されているところである。 例えば、酒税の納税申告書については、酒類の移出・戻入れ等のあった月の翌月末日まで、などとされている。</p>								
④入手に係る妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・申告納税制度であるため、本人から入手を行っている。その措置として、国税通則法第124条等の国税関係法令に、税務関係書類に個人番号の記載を求める旨が規定されている。 ・納税者等の利便性の向上のために書面だけでなく、e-Taxによる提出も認めている。 								
⑤本人への明示	<p>国税通則法第124条等の国税関係法令に、税務関係書類に個人番号の記載を求める旨を規定することにより、国税当局が個人番号を入手することが明示されている。</p>								
⑥使用目的 ※	<p>酒税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現のため、納税申告書や申請書等との突合が正確かつ効率的にできるよう、個人番号を利用する。</p>								
変更の妥当性	—								
⑦使用の主体	使用部署 ※	企画課、法人課税課、酒税課、査察課、管理運営課							
	使用者数	[1,000人以上] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑧使用方法 ※		<p>I 酒税に係る課税標準又は税額の決定に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税者から提出された申告書に基づき、課税標準・税額の決定を行う。 ・加算税の賦課決定を行う。 <p>II 酒税の課税標準の調査に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査対象の選定を行う。 ・税務調査を行う申告内容の確認を行う。 							
	情報の突合 ※	<p>納税申告書に記載された情報と資料情報との突合を行い、課税標準や税額等の計算が酒税法等の規定に従っているか確認する。</p>							
	情報の統計分析 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・データベースに蓄積された酒税の申告内容や各種資料情報を基に、調査対象の選定を行う。 ・受付件数などを統計処理している。 							
権利利益に影響を与え得る決定 ※	<p>納税申告書に記載された課税標準や税額等の計算が国税関係法令の規定に従っていなかった場合には、更正又は加算税の賦課決定を行う。</p>								
⑨使用開始日	令和8年度(予定)								

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※	※国税庁の次世代システムでは、オンプレミス環境に保管するか、クラウド環境に保管するか、又はこれらを併用するか、検討しているところである。 (1)オンプレミス環境における立入り・アクセス制限 ・Ⅲ 7. ⑤具体的な対策の内容(1)と同じ。 (2)クラウド環境における立入り・アクセス制限 ・Ⅲ 7. ⑤具体的な対策の内容(3)と同じ。	
②保管期間	期間	[20年以上] <div style="margin-left: 20px;"> <選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない </div>
	その妥当性	「公文書等の管理に関する法律」(平成21年法律第66号)第10条第1項に基づき、国税庁における行政文書の管理について必要な事項を定めた「国税庁行政文書管理規則」(平成23年国税庁訓令第1号)において、業務に係る行政文書の類型ごとに、保存期間を定めている。 ※ 上記のとおり、国税庁においては、業務に係る行政文書の類型ごとに保存期間が異なるため、20年以上にチェックをしている。
③消去方法	情報ごとに定められた保存期間を経過したデータについては、システムにより自動的に消去する。	

7. 備考

コンピュータセンターにおいて、国税庁の次世代システムの運用支援の委託を行う予定であるが、プログラムの運用・稼働等についての支援を委託する予定であり、委託先のユーザ権限ではシステム内のファイルの内容にアクセスできない措置を講じる。
 なお、クラウドサービスを利用することとなった場合、クラウドを提供する事業者はデータにはアクセスしないこととする。

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

販売数量情報、表示基準実施状況、移出情報、自動販売機情報、課税情報、共通番号情報、製成情報、免許申請、酒類免許場、酒類免許場異動事績、酒類製造免許、酒類業者異動事績、酒類蔵置所、販売管理調査、販売数量、期限付販売数量、表示基準実施状況、自動販売機、酒類販売管理者、資料情報、取引実態調査、輸出酒類販売場事績管理、研修実施事績、小売実態調査、卸売実態調査、製造実態調査基本情報、ビール実態調査、しゅうちゅう焼酎実態調査、果実酒実態調査、酒類製造免許情報、輸出清酒ラベル管理、製成情報、清酒製造状況、申請区分、販売業区分、異動区分、小売区分、卸売区分、製造実態、卸売実態、小売実態、果実実態、果実実態国産ぶどう、果実実態輸入原料、果実実態未納税取引、果実実態ワイン輸入、果実実態原価等、原料用酒類受払状況、酒類用原料使用状況、移出数量明細、移出数量、販売数量、清酒製造状況、資料せん情報、自動販売機、酒税課税高(税関用)、申告決議、還付留保事績情報、免許者、管轄変更、免許事績、理由事績、輸出酒類販売場事績管理、体験製造場事績管理、聴聞通知事績、期限延長事績、酒類分割保存、申請相談、団体管理、酒類担保事績、免許決議、解除要件事績、申告承認事績、必要行為継続免許、本店管理、外国法人住所、納税申告書、税額算出表、税額計算書、決議書情報、滞納情報、是認通知書情報、電子通知、清酒製造実態、酒類卸売実態、酒類小売実態、果実実態、原料用酒類受払状況、酒類用原料使用状況、清酒製造状況、製造状況等報告書、全国市販清酒調査表、清酒製造業者設備・機械調査、酒税課税高等報告書、清酒製造者実態調査、果実実態国産ぶどう、果実実態輸入原料、果実実態未納税取引、果実実態ワイン輸入、果実実態原価等、製造総括、販売総括、調査決議書、製造管理カード情報、販売管理カード情報、課税事績合算、製成移出事績合算、販売事績合算、他の製造販売場

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(7)間接諸税特定個人情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	揮発油税法(昭和32年法律第55号)、印紙税法(昭和42年法律第23号)及び航空機燃料税法(昭和47年法律第7号)等の規定により国税当局に提出される税務関係書類に個人番号を記載することとされている申告書提出者等。
その必要性	内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現のため、納税者の申告内容を帳簿等で確認するなどの税務調査を実施する際に、個人番号を利用するため。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [<input type="radio"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="radio"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="radio"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="radio"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="radio"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	個人番号、4情報及びその他識別情報(内部番号): 対象者を正確に特定するために保有 4情報及び連絡先: 対象者との連絡、各種通知書送付のために保有 国税関係情報: 申告事績等の管理のために保有
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	令和8年度(予定)
⑥事務担当部署	消費税室

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (e-Tax(インターネット))
③入手の時期・頻度	<p>個人番号が記載された納税申告書、各種申請・届出書を受付(收受)することにより特定個人情報を入手するが、その提出時期については、揮発油税法第10条、印紙税法第11条及び航空機燃料税法第14条等の各税法に規定されているところである。</p> <p>例えば、</p> <p>①揮発油税の納税申告書については、揮発油の移出のあった月の翌月末日まで</p> <p>②印紙税の納税申告書については、書式表示の承認に係る課税文書を作成した月の翌月末日まで</p> <p>③航空機燃料税の納税申告書については、航空機燃料の航空機への積込みを行った月の翌月末日まで</p> <p>などとされている。</p>
④入手に係る妥当性	<p>・申告納税制度であるため、本人から入手を行っている。その措置として、国税通則法第124条等の国税関係法令に、税務関係書類に個人番号の記載を求める旨が規定されている。</p> <p>・納税者等の利便性の向上のために書面だけでなく、e-Taxによる提出も認めている。</p>
⑤本人への明示	<p>国税通則法第124条等の国税関係法令に、税務関係書類に個人番号の記載を求める旨を規定することにより、国税当局が個人番号を入手することが明示されている。</p>
⑥使用目的 ※	<p>揮発油税、印紙税及び航空機燃料税等の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現のため、納税申告書と資料情報等の突合が正確かつ効率的にできるよう、個人番号を利用する。</p>
	<p>変更の妥当性 —</p>
⑦使用の主体	<p>使用部署 ※</p> <p>企画課、個人課税課、法人課税課、消費税室、査察課、管理運営課</p>
	<p>使用者数</p> <p>[1,000人以上]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
⑧使用方法 ※	<p>I 間接諸税に係る課税標準又は税額の決定に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税者から提出された申告書に基づき、課税標準・税額の決定を行う。 ・加算税の賦課決定を行う。 <p>II 間接諸税の課税標準の調査に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査対象の選定を行う。 ・税務調査を行う申告内容の確認を行う。
	<p>情報の突合 ※ —</p>
	<p>情報の統計分析 ※</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データベースに蓄積された諸税の申告内容や各種資料情報を基に、業種・業態・事業規模といった観点から分析して、調査対象の選定を行う。 ・受付件数などを統計処理している。
	<p>権利利益に影響を与え得る決定 ※</p> <p>納税申告書に記載された課税標準や税額等の計算が印紙税法等の国税関係法律の規定に従っていない場合には、更正又は加算税の賦課決定を行う。</p>
⑨使用開始日	<p>令和8年度(予定)</p>

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] [] <div style="text-align: right; font-size: small;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] [] <div style="text-align: right; font-size: small;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

諸税基本情報、課税件数情報、異動件数情報、管轄変更、営業等開廃情報、営業等異動情報、課税物件情報、移出入者管理情報、移出入等明細情報、処分通知情報、納税地特例等情報、委託製造等情報、未納税移出先情報、特定用途免税物品移入情報、担保提供情報、電子申請情報、旅客税情報、旅客税異動情報、旅客税出入国港管理情報、旅客税納付情報、旅客税過誤納還、旅客税賦課決定、旅客税調査事績、旅客税是認通知、申告期限等延長申請情報、賦課決定事績情報、手持品課税情報、還付留保事績情報、加算税情報、電子通知情報、製造場等態様別状況情報、調査事績情報、印紙税関連情報、反面調査情報、連携調査情報、銀行調査情報、犯則事績情報、買上・検査事績情報、分析結果情報、自動車重量税徴収情報、過怠税事績情報、是認通知書情報、資料情報、収集活用事績集計情報、試料番号自動配番管理情報、仕入先情報、運輸連絡情報、自重還付管理情報、自重決議対象情報、自重還付決議情報、申請データ情報、原本情報、代理受領者情報、未納税製造たばこ移出情報、未納税製造たばこ移入情報、たばこ税納税申告書情報、たばこ税納税申告計算書情報、たばこ税納税控除計算書情報、たばこ税申告状況情報、駐留軍用指定小売店舗情報、外交官等用免税移出情報、駐留軍等用免税情報、未納税揮発油移入情報、特定用途免税揮発油移入情報、特定石油化学製品移入情報、免税揮発油移動情報、免税取引揮発油移入情報、引取揮発油事前承認情報、石油化学製品移出数量情報、揮発油税納税申告書情報、揮発油税申告計算書情報、揮発油税控除計算書情報、揮発油税申告状況情報、航空機燃料税納税申告書情報、航空機燃料税申告状況情報、販売代金領収不能承認情報、課税石油ガス重量計算情報、石油ガス税納税申告書情報、石油ガス税申告計算書情報、石油ガス税控除計算書情報、石油ガス税申告状況情報、石油化学製品製造承認情報、石油税納税申告書情報、石油税申告計算書情報、石油税控除計算書情報、石油石炭税還付申請情報、石油税相当額還付特定情報、石油税申告状況情報、取引所情報、取引所税徴収高計算書情報、取引所税過誤納申請書情報、取引所税申告状況情報、印紙税一括納付管理情報、納付計器等製造販売情報、納付計器設置承認情報、被交付文書押なつ承認情報、書式表示承認情報、印紙税印押なつ請求書情報、印紙税納付計器使用請求情報、印紙税納税申告書情報、印紙税過誤確認充当請求情報、印紙税申告状況情報、自動車重量税過誤納還付額請求情報、自動車重量税被災還付申請情報、自動車重量税申告状況情報、源開発促進税納税申告書情報、電源開発促進税申告状況情報

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(8)債権管理特定個人情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1,000万人以上] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	各税法の規定により国税当局に提出される税務関係書類に個人番号を記載することとされている申告書提出者等
その必要性	内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現のため、納税者の申告内容を帳簿等で確認するなどの税務調査を実施する際に、個人番号を利用するため。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号)
	・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報
	・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	個人番号、4情報及びその他識別情報(内部番号):対象者を正確に特定するために保有 4情報及び連絡先:対象者との連絡、各種通知書送付のために保有 国税関係情報:申告事績等の管理のために保有
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	令和8年度(予定)
⑥事務担当部署	管理運営課

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (e-Tax(インターネット))
③入手の時期・頻度	<p>個人番号が記載された納税申告書、法定調書、各種申請・届出書を受付(收受)することにより特定個人情報を入手するが、その提出時期については、所得税法第120条第1項等の各税法に規定されているところである。</p> <p>例えば、</p> <p>①所得税の確定申告書(所得税法第120条)については、2月16日から3月15日の期間</p> <p>②贈与税の申告書については、2月1日から3月15日の期間</p> <p>③相続税の申告書については、死亡したことを知った日の翌日から10月以内などとされている。</p>
④入手に係る妥当性	<p>・申告納税制度であるため、本人から入手を行っている。その措置として、国税通則法第124条等の国税関係法令に、税務関係書類に個人番号の記載を求める旨が規定されている。</p> <p>・納税者等の利便性の向上のために書面だけでなく、e-Tax、専用線又は認定クラウド等による提出も認めている。</p>
⑤本人への明示	<p>国税通則法第124条等の国税関係法令に、税務関係書類に個人番号の記載を求める旨を規定することにより、国税当局が個人番号を入手することが明示されている。</p>
⑥使用目的 ※	<p>国内税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現のため、納税申告書と資料情報等の突合が正確かつ効率的にできるよう、個人番号を利用する。</p>
	<p>変更の妥当性 —</p>
⑦使用の主体	<p>使用部署 ※ 企画課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、査察課、管理運営課、徴収課</p>
	<p>使用者数 [1,000人以上] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
⑧使用方法 ※	<p>I 徴収決定 納税者からの申告等に基づき納税額を決定し管理する。 II 還付支払 納税者からの申告等に基づき還付金の支払を行う。 III 収納整理 納税者からの納税情報の管理を行う。 IV 督促 期限内に納付のない納税者に対して、督促状を作成する。 V 報告 国の歳入金の報告書を作成する。</p>
	<p>情報の突合 ※ —</p>
	<p>情報の統計分析 ※ 受付件数などを統計処理している。</p>
	<p>権利利益に影響を与え得る決定 ※ 徴収決定、還付の支払決定を行う。</p>
⑨使用開始日	<p>令和8年度(予定)</p>

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※	※国税庁の次世代システムでは、オンプレミス環境に保管するか、クラウド環境に保管するか、又はこれらを併用するか、検討しているところである。 (1)オンプレミス環境における立入り・アクセス制限 ・Ⅲ 7. ⑤具体的な対策の内容(1)と同じ。 (2)クラウド環境における立入り・アクセス制限 ・Ⅲ 7. ⑤具体的な対策の内容(3)と同じ。	
②保管期間	期間	[20年以上] <div style="text-align: right; margin-top: 5px;"> <選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない </div>
	その妥当性	「公文書等の管理に関する法律」(平成21年法律第66号)第10条第1項に基づき、国税庁における行政文書の管理について必要な事項を定めた「国税庁行政文書管理規則」(平成23年国税庁訓令第1号)において、業務に係る行政文書の類型ごとに、保存期間を定めている。 ※ 上記のとおり、国税庁においては、業務に係る行政文書の類型ごとに保存期間が異なるため、20年以上にチェックをしている。
③消去方法	情報ごとに定められた保存期間を経過したデータについては、システムにより自動的に消去する。	
7. 備考		
コンピュータセンターにおいて、国税庁の次世代システムの運用支援の委託を行う予定であるが、プログラムの運用・稼働等についての支援を委託する予定であり、委託先のユーザ権限ではシステム内のファイルの内容にアクセスできない措置を講じる。 なお、クラウドサービスを利用することとなった場合、クラウドを提供する事業者はデータにはアクセスしないこととする。		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

金融機関情報、還付基本情報、徴定情報、異動情報、申請情報

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(9)非課税貯蓄限度額管理特定個人情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	所得税法第10条(障害者等の少額預金の利子所得等の非課税)の規定等により国税当局に提出される税務関係書類に個人番号を記載することとされている申告書提出者等。
その必要性	内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現のため、納税者の申告内容を帳簿等で確認するなどの税務調査を実施する際に、個人番号を利用するため。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	個人番号、4情報及びその他識別情報(内部番号): 対象者を正確に特定するために保有 4情報及び連絡先: 金融機関の営業所等との連絡、各種通知書送付のために保有 国税関係情報: 申告実績等の管理のために保有
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	令和8年度(予定)
⑥事務担当部署	法人課税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 (金融機関の営業所等) <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (e-Tax(インターネット))	
③入手の時期・頻度	個人番号が記載された非課税貯蓄申告書を受付(收受)することにより特定個人情報を入手するが、その提出時期については、所得税法第10条に規定されており、随時、金融機関の営業所等を経由して提出される。	
④入手に係る妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 申告納税制度であるため、本人から入手を行っている。その措置として、国税通則法第124条等の国税関係法令に、税務関係書類に個人番号の記載を求める旨が規定されている。 納税者等の利便性の向上のために書面だけでなく、e-Taxによる提出も認めている。 	
⑤本人への明示	国税通則法第124条等の国税関係法令に、税務関係書類に個人番号の記載を求める旨を規定することにより、国税当局が個人番号を入手することが明示されている。	
⑥使用目的 ※	所得税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現のため、非課税貯蓄限度額の管理が正確かつ効率的にできるよう、個人番号を利用する。	
変更の妥当性	—	
⑦使用の主体	使用部署 ※	企画課、法人課税課
	使用者数	[1,000人以上] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	<ul style="list-style-type: none"> 非課税貯蓄限度額の管理を行う。 利子所得の源泉所得税調査対象の選定を行う。 	
情報の突合 ※	非課税貯蓄限度額の管理を行い、課税上問題がある事項の把握を行う。	
情報の統計分析 ※	<ul style="list-style-type: none"> データベースに蓄積された申告情報を基に、非課税貯蓄限度額を超過している者等の抽出を行う。 受付件数などを統計処理している。 	
権利利益に影響を与え得る決定 ※	源泉徴収義務者(金融機関の営業所等)による非課税貯蓄限度額の管理が所得税法等の国税関係法令の規定に従っていなかった場合には、納税告知等を行う。	
⑨使用開始日	令和8年度(予定)	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 社内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去																	
①保管場所 ※	※国税庁の次世代システムでは、オンプレミス環境に保管するか、クラウド環境に保管するか、又はこれらを併用するか、検討しているところである。 (1)オンプレミス環境における立入り・アクセス制限 ・Ⅲ 7. ⑤具体的な対策の内容(1)と同じ。 (2)クラウド環境における立入り・アクセス制限 ・Ⅲ 7. ⑤具体的な対策の内容(3)と同じ。																
②保管期間	期間	[20年以上] <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> </tr> <tr> <td>1) 1年未満</td> <td>2) 1年</td> <td>3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3">10) 定められていない</td> </tr> </table>	＜選択肢＞			1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
	＜選択肢＞																
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年															
4) 3年	5) 4年	6) 5年															
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上															
10) 定められていない																	
その妥当性	「公文書等の管理に関する法律」(平成21年法律第66号)第10条第1項に基づき、国税庁における行政文書の管理について必要な事項を定めた「国税庁行政文書管理規則」(平成23年国税庁訓令第1号)において、業務に係る行政文書の類型ごとに、保存期間を定めている。 ※ 上記のとおり、国税庁においては、業務に係る行政文書の類型ごとに保存期間が異なるため、20年以上にチェックをしている。																
③消去方法	情報ごとに定められた保存期間を経過したデータについては、システムにより自動的に消去する。																
7. 備考																	
コンピュータセンターにおいて、国税庁の次世代システムの運用支援の委託を行う予定であるが、プログラムの運用・稼働等についての支援を委託する予定であり、委託先のユーザ権限ではシステム内のファイルの内容にアクセスできない措置を講じる。 なお、クラウドサービスを利用することとなった場合、クラウドを提供する事業者はデータにはアクセスしないこととする。																	

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

営業所管理情報、人格情報、申告書情報、電子申告情報、通知対象者申告状況一覧情報、無効年次情報、申告者照会情報

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(10)資料調査特定個人情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1,000万人以上] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	所得税法、消費税法、相続税法及び内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律等の規定により、国税当局に提出される税務関係書類に個人番号を記載することとされている者(法定調書提出義務者、法定調書の対象となる金銭受領者及び申告書提出者等)。 ・租税に関する法律の規定による質問、検査等の対象者及びその取引先の関係者。
その必要性	内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現のため、納税者の申告内容を帳簿等で確認するなどの税務調査を実施する際に、個人番号を利用するため。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	個人番号、4情報及びその他識別情報(内部番号):対象者を正確に特定するために保有 4情報及び連絡先:対象者との連絡のために保有 国税関係情報:申告事績等の管理及び租税に関する調査のために保有 地方税関係情報:地方税当局への情報連携のために保有
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	令和8年度(予定)
⑥事務担当部署	課税総括課

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (地方公共団体) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 (法定調書提出義務者、調査対象者の取引先等の関係者、外国税務当局)
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (e-Tax(インターネット)、共通送受信システム(CTS))
③入手の時期・頻度	<p>【本人又は本人の代理人、法定調書提出義務者等からの入手】 個人番号が記載された法定調書を收受することにより特定個人情報を入手するが、その提出時期については、所得税法第226条(源泉徴収票)第1項等の各税法に規定されているところである。 例えば、 ①給与所得の源泉徴収票については、その年において支払の確定した給与等について、その年の翌年1月31日までに提出 ②退職所得の源泉徴収票については、その退職の日以後1月以内に提出 などとされている。 また、租税に関する法律に基づく調査の際に、必要に応じて入手する。</p> <p>【地方公共団体からの入手】 所得税の適正な課税を行うため、地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の58(道府県知事の通知義務)、317条(市町村による所得の計算の通知)及び番号法第19条第10号等に基づき、地方税当局より必要な情報の提供を受ける旨が規定されており、これらの法令に該当する際に提供を受ける。</p> <p>【外国税務当局からの入手】 租税条約等に基づき、毎年9月末までに、外国の税務当局から個人番号を含む金融口座情報の提供を受ける。</p>
④入手に係る妥当性	<p>【本人又は本人の代理人、法定調書提出義務者等からの入手】 ・的確な指導や税務調査に活用するために法定調書の提出を義務付けており、法定調書提出義務者から入手を行っている。これらの措置として、国税通則法第124条等の国税関係法令に、税務関係書類に個人番号の記載を求める旨が規定されている。 ・納税者等の利便性の向上のために書面だけでなく、e-Tax、電子記録媒体又は認定クラウド等による提出も認めている。 ・租税に関する法律に基づく調査の際に、個人番号が記載された税務関係書類の確認を行う必要がある。</p> <p>【地方公共団体からの入手】 所得税の適正な課税を行うため、地方税法第72条の58、317条及び番号法第19条第10号等に基づき、地方税当局より必要な情報の提供を受ける旨が規定されている。</p> <p>【外国税務当局からの入手】 租税条約等に基づき、個人番号を含む金融口座情報の提供を受けることとされている。</p>
⑤本人への明示	<p>【本人又は本人の代理人、法定調書提出義務者等、外国税務当局からの入手】 国税通則法第124条等の国税関係法令に、税務関係書類に個人番号の記載を求める旨を規定することにより、国税当局が個人番号を入手することが明示されている。 ・国税通則法第74条の2(当該職員の所得税法等に関する調査に係る質問検査権)等の規定により、調査に係る質問及び検査等を行うことができる旨が明示されている。 また、番号法19条15号、番号法施行令25条において、租税に関する法律の規定に基づく質問、検査等の際に特定個人情報の提供を受けることができる旨が明示されている。</p> <p>【地方公共団体からの入手】 所得税の適正な課税を行うため、地方税法第72条の58、317条及び番号法第19条第10号等に基づき、地方税当局より必要な情報の提供を受ける旨が規定されている。</p>
⑥使用目的 ※	<p>内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現のため、法定調書等の名寄せや納税申告書との突合が正確かつ効率的にできるよう、個人番号を利用する。</p>
変更の妥当性	—

⑦使用の主体	使用部署 ※	企画課、課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、管理運営課、調査課、徴収課、国際業務課
	使用者数	[1,000人以上] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		<ul style="list-style-type: none"> ・法定調書等の資料情報を名寄せする。 ・法定調書等の資料情報を管理する。 ・法定調書等の提出実績を管理する。 ・法定調書等の提出に関する監査手続を管理する。 ・納税申告書に記載された情報と資料情報との突合を行い、課税標準や税額等の計算が正しく行われているか確認する。
	情報の突合 ※	納税申告書に記載された情報と資料情報との突合を行い、課税標準や税額等の計算が所得税法等の規定に従っているか確認する。
	情報の統計分析 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・データベースに蓄積された所得税の申告内容や各種資料情報を基に、業種・業態・事業規模といった観点から分析して、調査対象者の選定を行う。 ・受付件数などを統計処理している。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	納税申告書に記載された課税標準や税額等の計算が所得税法等の国税関係法律の規定に従っていない場合には、更正又は加算税の賦課決定を行う。
⑨使用開始日		令和8年度(予定)

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1		
①委託内容		
法定調書に係るデータエントリー(データ入力)業務		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[1,000万人以上] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	税法に規定されている法定調書の提出義務者、法定調書の提出の対象となる金銭受領者等である。	
その妥当性	内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現のため、納税者の申告内容を帳簿等で確認するなどの税務調査を実施することから、書面で提出される大量の法定調書の情報を効率的にデータ化して、国税庁の次世代システムに入力する必要がある。	
③委託先における取扱者数	[1,000人以上] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[<input type="radio"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法	官報における「落札者等の公示」の欄により確認が可能である。 なお、同内容について国税庁のHPにおいても公表している。	
⑥委託先名	多数のため国税庁ホームページに掲載	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

資料調査収集納管情報、資料せん情報、法人事業年度別情報、法人連結グループ情報、法人連結事業年度別情報、資料調査重要資料等事績管理、資料調査重要資料等異動履歴、資料調査重要資料等処理事績、資料調査重要資料等照会履歴、個人・法人関連入力対象者情報、個人・法人関連グループ情報、個人・法人関連法人関係者情報、個人・法人関連管理簿情報、個人・法人関連監査実施状況、個人・法人関連各種連絡せん情報、個人・法人関連資料ファイルデータ情報、売上階級判定、住所、個人一次選定基準、個人分布状況確認表等集計、個人業種別売上階級情報、個人同業者順位付け情報、個人要事後処理対象者、個人要実地調査対象者、個人関係者情報、個人分析カード個別対象者、個人活用対象者抽出情報、個人申告審理分析情報、個人台帳番号管理情報、個人業種平均分析情報、個人住宅控除情報、個人事後処理管理、個人業種平均情報、個別管理情報、個人概況確認事項、個人決算書等損益情報、個人決算書等給与情報、個人課税事績情報、個人納税相談事績、個人納税地等個別情報、個人調査申告情報、個人指導(各説明会)等事績、個人申告審理基本情報、個人申請書事績管理、個人申告審理事績、個人調査事績、個人調査是否認情報、法人一事案基本情報、法人海外取引形態情報、法人海外取引種別情報、法人海外取引調査情報、法人海外進出投資形態情報、法人海外増減差所得情報、法人業種別管理情報、法人局選定基準情報、法人局別分析情報、法人景況分析、法人決議処理情報、法人決議書情報、法人決議対象事業年度情報、法人個別管理資料受払情報、法人支店所得調査情報、法人支店情報、法人事業年度別概況書情報、法人事業年度別情報、法人質の判定情報、法人実質経営者情報、法人実地調査事績情報、法人消費税主要科目、消費法人対比情報、法人申告書情報、法人税理士情報、法人選定基準結果、法人増減差合計情報、法人損益分岐点分析、法人着眼点分析、調査課法人情報、法人不正発見事績情報、法人不正発見分析項目情報、法人不正発見簿外金融資産情報、法人分析情報、法人分析比率、法人補完調査情報、法人会等加入情報、法人付随情報、法人申請情報、法人税決算書、法人税主要科目、法人未納滞納情報、優良申告法人候補者情報、法人相関分析情報、法人個別帰属明細情報、法人課税基本項目情報、法人課税グループ単位情報、法人課税基本項目関係情報、法人課税構成員単位情報、法人組合せ分析結果、法人統計分析結果(累積)、法人調査必要度結果(累積)、法人分析科目情報、法人分析表収集情報、法人個別所得情報、法人部門別選定状況情報、法人選定回数採番情報、法人選定済情報、法人選定法人抽出情報、法人絞り込み情報、法人金融機関情報、法人書面通知事業年度情報、法人諸税印紙税情報、法人書面照会情報、法人特定資料情報、特定人格情報、源泉災害延長、源泉合計表、源泉分析同業種平均、源泉帳票用納付事績、源泉帳票用申告事績、源泉分析結果、源泉連結グループ情報、源泉電磁提供申請届出、源泉電子利用者要否、源泉基本情報、源泉共通情報、源泉調査情報、源泉追徴情報、源泉支払確定情報、源泉俸給等情報、源泉分析情報、収集対象者管理情報、法定資料収集事績、法定監査、法定監査資料、納税地等事務管理、収集納管情報、異動把握情報、合計表事績、義務化対象情報、承認申請書情報、財産監査情報、一般収集情報、一般確認情報、法定外事績、連絡せん情報、一般資料対象者入力表、名寄せ済資料せん、番号付番情報、資料せん情報、調査課事業所情報、調査課法人番号情報、料調特定納税者情報、屋号解明管理情報、屋号資料情報、資料情報活用事績情報、金融機関情報、CRS情報、FATCA情報、NTJ情報、個人所得把握情報、個人資料情報保有者抽出情報、無申告法人処理状況情報、法人接触事績情報、法人調査資料情報、法人CbC情報、源泉国外扶養控除情報、マイナポータル対象者、名寄せ情報、自動の情報交換資料情報、口座異動情報管理、統合検索情報、法消費届出履歴情報、法消費申告・決議事績情報、消費調査処理状態情報、消費法非違内訳情報、合併消費申告・決議事績情報、消費合併調査処理状態情報、消費合併消費調査事績非違内訳情報、消費法課税期間口座情報、消費合併課税期間口座情報、個消費届出履歴情報、個消費申告・決議事績情報、消費個調査処理状態情報

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(11)少額投資非課税口座管理特定個人情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1,000万人以上] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第37条の14(非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)等の規定により国税当局に提出される税務関係書類に個人番号を記載することとされている届出提出者等。
その必要性	内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現のため、納税者の申告内容を帳簿等で確認するなどの税務調査を実施する際に、個人番号を利用するため。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	個人番号、4情報及びその他識別情報(内部番号): 対象者を正確に特定するために保有 国税関係情報: 申告事績等の管理のために保有
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	令和8年度(予定)
⑥事務担当部署	法人課税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 (金融商品取引業者等の営業所) <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (e-Tax(インターネット))	
③入手の時期・頻度	租税特別措置法第37条の14等の規定により非課税適用確認書に個人番号が記載され、随時、金融商品取引業者等の営業所から国税当局に提出されることとなる。	
④入手に係る妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・国税通則法第124条等の国税関係法令に、税務関係書類に個人番号の記載を求める旨が規定されている。 ・納税者等の利便性の向上のために書面だけでなく、e-Taxによる提出も認めている。 	
⑤本人への明示	国税通則法第124条等の国税関係法令に、税務関係書類に個人番号の記載を求める旨を規定することにより、国税当局が個人番号を入手することが明示されている。	
⑥使用目的 ※	所得税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現のため、非課税口座の開設状況の管理が正確かつ効率的にできるよう、個人番号を利用する。	
	変更の妥当性 —	
⑦使用の主体	使用部署 ※	企画課、法人課税課
	使用者数	[1,000人以上] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	非課税口座の開設状況の管理を行う。	
	情報の突合 ※	非課税口座の開設状況の管理を行い、課税上問題がある事項の把握を行う。
	情報の統計分析 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・データベースに蓄積された口座開設情報等を基に、重複して非課税口座を開設している者等の抽出を行う。 ・受付件数などを統計処理している。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	源泉徴収義務者(金融商品取引業者等の営業所)による非課税口座の開設が租税特別措置法等の規定に従っていなかった場合には、納税告知等を行う。
⑨使用開始日	令和8年度(予定)	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 社内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

非課税口座情報、投資者情報、履歴管理情報、再開設結果情報、遡及課税情報、ジュニアNISA連絡せん情報

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (課税総括課、個人課税課、資産課税課、酒税課、消費 税室、調査課、査察課、管理運営課、徴収課、国税不 服審判所) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()
③入手の時期・頻度	【本人又は本人の代理人からの入手】 租税に関する法律に基づく調査の際に、必要に応じて入手する。 【評価実施機関内の他部署】 年2回(1月及び6月)
④入手に係る妥当性	【本人又は本人の代理人からの入手】 番号法9条、同法別表第一第38号及び主務省令第30条第18号により、個人番号は法人税の賦課又は徴収に関する事務のために取得及び利用することができる。 【評価実施機関内の他部署】 番号法9条、同法別表第一第38号及び主務省令第30条第18号により、個人番号は法人税の賦課又は徴収に関する事務のために取得及び利用することができる。
⑤本人への明示	国税通則法第124条等の国税関係法令に、税務関係書類に個人番号の記載を求める旨を規定することにより、国税当局が個人番号を入手することが明示されている。
⑥使用目的 ※	内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現のため、法人税の賦課又は徴収に関する事務において、関連性のある法人の管理が正確かつ効率的にできるよう、個人番号を利用する。
変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※ 企画課、法人課税課 使用者数 [1,000人以上] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	法人税の賦課又は徴収に関する事務において、代表者等が同じであるなど、関連性のある法人をグループ法人として管理する。
情報の突合 ※	特定の法人の代表者等が、別法人の代表者や役員となっている場合に、関連性のある法人として抽出。当該代表者等が同一人物であるか否かについて、個人番号をキーに判定する。
情報の統計分析 ※	—
権利利益に影響を与え得る決定 ※	—
⑨使用開始日	令和8年度(予定)

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去	
①保管場所 ※	<p>※国税庁の次世代システムでは、オンプレミス環境に保管するか、クラウド環境に保管するか、又はこれらを併用するか、検討しているところである。</p> <p>(1)オンプレミス環境における立入り・アクセス制限 ・Ⅲ 7. ⑤具体的な対策の内容(1)と同じ。</p> <p>(2)クラウド環境における立入り・アクセス制限 ・Ⅲ 7. ⑤具体的な対策の内容(3)と同じ。</p>
②保管期間	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1年未満 2) 1年 3) 2年</p> <p style="text-align: center;">4) 3年 5) 4年 6) 5年</p> <p style="text-align: center;">7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上</p> <p style="text-align: center;">10) 定められていない</p>
	<p>その妥当性</p> <p>「公文書等の管理に関する法律」(平成21年法律第66号)第10条第1項に基づき、国税庁における行政文書の管理について必要な事項を定めた「国税庁行政文書管理規則」(平成23年国税庁訓令第1号)において、業務に係る行政文書の類型ごとに、保存期間を定めている。</p> <p>※ 上記のとおり、国税庁においては、業務に係る行政文書の類型ごとに保存期間が異なるため、20年以上にチェックをしている。</p>
③消去方法	情報ごとに定められた保存期間を経過したデータについては、システムにより自動的に消去する。
7. 備考	
<p>コンピュータセンターにおいて、国税庁の次世代システムの運用支援の委託を行う予定であるが、プログラムの運用・稼働等についての支援を委託する予定であり、委託先のユーザ権限ではシステム内のファイルの内容にアクセスできない措置を講じる。</p> <p>なお、クラウドサービスを利用することとなった場合、クラウドを提供する事業者はデータにはアクセスしないこととする。</p>	

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

一事案基本情報、海外取引情報、海外取引調査情報、海外進出投資形態情報、海外増減差所得情報、階層別局管理情報、管理差額説明情報、管理徴収決定情報、業種別管理情報、局選定基準情報、局別照会文情報、局別着眼点情報、局別分析情報、景況分析、決議処理情報、決議書情報、個別管理資料受払情報、支店所得調査情報、支店情報、事業年度別概況書情報、事業年度別情報、質の判定情報、実質経営者情報、実地調査事績情報、署別局管理情報、消費税主要科目、消費法人対比情報、照会文書情報、申告書情報、地方税申告書情報、申告参考事項情報、申告抽出結果情報、税理士関与情報、税理士情報、選定基準結果、組合団体等情報、増減差合計情報、増減差所得情報、増減差税額情報、損益分岐点分析、代表者家族情報、代表者配偶者情報、着眼点分析、中間申告書情報、地方税中間申告書情報、調査課法人情報、実態指導事績情報、行政指導事績情報、特定項目情報、特定地域情報、表敬情報、不正発見事績情報、不正発見分析項目情報、不正発見簿外金融資産情報、分析基本情報、分析比率、補完調査情報、法人会等加入情報、法人付随情報、法人申請情報、法人電子申告特例申請書情報、法人税決算書、調査課還付保留対象者情報、法人税主要科目、法人特別税決議情報、法人特別税申告情報、法人付随履歴情報、未納滞納情報、役員退職給与情報、優良申告法人候補者情報、電子データ申請情報、別表セツト要否区分情報、収支報告名簿情報、収支報告事績情報、局別相関情報、相関分析情報、特定信託情報、特定信託履歴情報、特定信託計算期間情報、特定信託申告書情報、特定信託決議書情報、特定信託中間申告情報、合併適格情報、認定NPO法人名簿情報、認定NPO法人事績情報、連結グループ情報、連結申請情報、連結電子申告特例申請書情報、連結事業年度別情報、連結申告書情報、連結地方税申告書情報、個別帰属明細情報(連結)、連結中間申告情報、連結地方税中間申告情報、連結情報照会権限情報、個別帰属調査日数内訳情報、連結調整額情報、連結決議書情報、連結地方税決議書情報、連結増減差情報、連結決議書付加情報、連結地方税決議書付加情報、連結決議処理情報、連結地方税決議処理情報、連結一事案基本情報、連結増減差合計情報、連結租特管理情報、連結租特明細情報、連結申告抽出結果情報、受託者情報、受託法人情報、引継履歴情報、特定受益証券発行信託情報、特定受益証券発行信託計算期間情報、分割法人情報、分割承継法人情報、法人税電子申告管理情報、返戻事績、特定信託電子申告管理情報、書面添付事績情報、役員情報、特殊関係者情報、租特管理情報、租特明細情報、復興税申告書情報、復興税一事案基本情報、復興税決議書情報、復興税決議処理情報、收受事績情報、管理対象書類情報、グループ管理情報、構成員情報、合併情報、異動申告連絡情報、納税者管理情報、転出異動事績情報、電子異動申請引継、分割法人一覽情報、分割情報照会情報、電子異動申請添付資料情報、届出書等排他管理情報、異動用中間情報、届出情報連絡情報、構成員局還元用関係者情報、法人付番連絡情報、論理削除構成員情報、みなし承認法人情報、整理簿管理情報、申請抽出情報、災害対象法人情報、電子災害延長対象法人情報、同族管理簿抽出情報、グループ番号管理情報、連結グループ番号管理情報、同族管理簿海外関係者情報、申告事績データ情報、適用額明細更新データ情報、還付留保法人情報、地方税還付留保法人情報、局調査課申告引継情報、確定申告書等抽出情報、予定申告書等抽出情報、法人課税関係会社情報、法人課税基本項目異動履歴情報、法人課税構成員単位情報、申告書等引継データ還元情報、電子申告等帳票情報、課税調書情報、法人税局調査課決議中間情報、文書発送件名簿作成中間情報、決議更新中間情報、特別税更新中間情報、事績書更新中間情報、決議管理連絡件数情報、決議解除前情報、文書発送簿情報、地方税決議管理連絡情報、地方税決議解除前情報、報告書作成中情報、海外中間増減差情報、無所得決定対象法人情報、返戻事績更新情報、青色申告取消対象情報、無申告法人処理状況情報、調査省略基本情報中間情報、調査省略事案情報中間情報、復興税調査省略事案情報、分析科目情報、分析表収集情報、個別所得情報、概況書外部穿孔情報、事業概況書未登録情報、料調引継支店情報、部門別選定状況情報、選定回数採番情報、選定済情報、選定法人抽出情報、絞り込み情報、金融機関情報、書面通知事業年度情報、利用権限判定情報、選定排他管理情報、調査必要度情報、粗選定一覽表設定情報、書面添付事績更新情報、照会文面情報、書面照会抽出法人情報、書面照会個別文書中間情報、個別管理資料付番情報、資料情報件数情報、未把握法人情報、特定資料情報、特定人格情報、一般資料せん件数情報、店舗基本情報中間情報、決議書発議中情報、直前処理金額情報、地方税直前処理金額情報、決議書算出用調査額情報、加算税計算情報、地方税加算税計算情報、加算税通知書情報、地方税加算税通知書情報、更正通知書情報、地方税更正通知書情報、訂正決議情報、決議排他管理情報、調査対象期間設定情報、更正等非該当返戻通知書情報、質の区分一括判定処理情報、法人管理排他管理情報、株主・役員未入力情報、NPO法人情報、印紙税調査事績情報、特定信託異動更新情報、特定信託申告更新情報、特定信託調査課申告引継情報、特定信託決議更新情報、復興税申告事績更新情報、復興税還付保留法人情報、復興税発議中情報、復興税直前処理金額情報、復興税加算税通知書情報、復興税加算税計算情報、復興税決議更新中間情報、復興税決議管理連絡件数情報、復興税決議解除前情報、連結適用申請中間情報、連結申告事績更新情報、連結適用額明細更新情報、連結還付留保法人情報、連結地方税還付留保法人情報、個別帰属明細事績更新情報、電子申告等帳票情報(連結)、連結決議書発議中情報、連結決議退避情報、連結直前処理金額情報、連結地方税直前処理金額情報、連結決議書算出用調査額情報、連結加算税計算情報、連結地方税加算税計算情報、連結加算税通知書情報、連結地方税加算税通知書情報、連結更正通知書情報、連結地方税更正通知書情報、連結決議排他管理情報、連結部門排他管理情報、連結決議更新中間情報、連結決議解除前情報、連結地方税決議解除前情報、連結決議管理連絡情報、連結決議書作成納税者情報、連結調査省略情報、グループ内異動履歴局検索情報、グループ子法人履歴情報、連結文書発送簿情報

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(13)消費税特定個人情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1,000万人以上] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	消費税法等の規定により国税当局に提出される税務関係書類に個人番号を記載することとされている申告書提出者等。
その必要性	内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現のため、納税者の申告内容を帳簿等で確認するなどの税務調査を実施する際に、個人番号を利用するため。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	個人番号、4情報及びその他識別情報(内部番号):対象者を正確に特定するために保有 4情報及び連絡先:対象者との連絡、各種通知書送付のため保有 国税関係情報:申告事績等の管理のために保有
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	令和8年度(予定)
⑥事務担当部署	個人課税課、法人課税課、消費税室

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (課税総括課、資産課税課、酒税課、調査課、査察課、管理運営課、徴収課、国税不服審判所) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (e-Tax(インターネット))	
③入手の時期・頻度	個人番号が記載された納税申告書、各種申請・届出書を受付(收受)することにより特定個人情報を入手するが、その提出時期については、消費税法第45条第1項、租税特別措置法第86条の4等の各税法に規定されているところである。 例えば、消費税等の申告書については、3月31日までなどとされている。	
④入手に係る妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 申告納税制度であるため、本人から入手を行っている。その措置として、国税通則法第124条等の国税関係法令に、税務関係書類に個人番号の記載を求める旨が規定されている。 納税者等の利便性の向上のために書面だけでなく、e-Taxによる提出も認めている。 	
⑤本人への明示	国税通則法第124条等の国税関係法令に、税務関係書類に個人番号の記載を求める旨を規定することにより、国税当局が個人番号を入手することが明示されている。	
⑥使用目的 ※	消費税等の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現のため、納税申告書と資料情報等の突合が正確かつ効率的にできるよう、個人番号を利用する。	
変更の妥当性	—	
⑦使用の主体	使用部署 ※	企画課、課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、消費税室、調査課、査察課、管理運営課、徴収課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 1,000人以上] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		I 消費税等に係る課税標準又は税額の決定に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> 納税者から提出された申告書に基づき、課税標準・税額の決定を行う。 加算税の賦課決定を行う。 II 消費税等の課税標準の調査に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> 調査対象の選定を行う。 税務調査を行う対象者の申告内容の確認を行う。
	情報の突合 ※	納税申告書に記載された情報と資料情報との突合を行い、課税標準や税額等の計算が消費税法等の規定に従っているか確認する。
	情報の統計分析 ※	<ul style="list-style-type: none"> データベースに蓄積された消費税等の申告内容や各種資料情報を基に、業種・業態・事業規模といった観点から分析して、調査対象の選定を行う。 受付件数などを統計処理している。
権利利益に影響を与え得る決定 ※	納税申告書に記載された課税標準や税額等の計算が消費税法等の国税関係法律の規定に従っていない場合には、更正又は加算税の賦課決定を行う。	
⑨使用開始日	令和8年度(予定)	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [O] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] [] <div style="text-align: right; font-size: small;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] [] <div style="text-align: right; font-size: small;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去	
①保管場所 ※	<p>※国税庁の次世代システムでは、オンプレミス環境に保管するか、クラウド環境に保管するか、又はこれらを併用するか、検討しているところである。</p> <p>(1)オンプレミス環境における立入り・アクセス制限 ・Ⅲ 7. ⑤具体的な対策の内容(1)と同じ。</p> <p>(2)クラウド環境における立入り・アクセス制限 ・Ⅲ 7. ⑤具体的な対策の内容(3)と同じ。</p>
②保管期間	<p>期間</p> <p>[20年以上]</p> <p><選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p>
	<p>その妥当性</p> <p>「公文書等の管理に関する法律」(平成21年法律第66号)第10条第1項に基づき、国税庁における行政文書の管理について必要な事項を定めた「国税庁行政文書管理規則」(平成23年国税庁訓令第1号)において、業務に係る行政文書の類型ごとに、保存期間を定めている。</p> <p>※ 上記のとおり、国税庁においては、業務に係る行政文書の類型ごとに保存期間が異なるため、20年以上にチェックをしている。</p>
③消去方法	<p>情報ごとに定められた保存期間を経過したデータについては、システムにより自動的に消去する。</p>
7. 備考	
<p>コンピュータセンターにおいて、国税庁の次世代システムの運用支援の委託を行う予定であるが、プログラムの運用・稼働等についての支援を委託する予定であり、委託先のユーザ権限ではシステム内のファイルの内容にアクセスできない措置を講じる。 なお、クラウドサービスを利用することとなった場合、クラウドを提供する事業者はデータにはアクセスしないこととする。</p>	

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

基礎番号付番情報、不正還付者情報、不正還付関係者情報、不正還付者グループ情報、適格事業者履歴情報、インボイス利用資格情報、法見込み課税事業者情報、法消費届出履歴情報、法消費申告・決議事績情報、法調査処理状態情報、法加算税事績情報、法非違内訳情報、法中間申告事績情報、法消費調査事績情報、法消費調査事績非違内訳情報、合併消費申告・決議事績情報、合併調査処理状態情報、合併加算税事績情報、合併非違内訳情報、合併中間申告事績情報、合併消費調査事績情報、合併消費調査事績非違内訳情報、法課税期間口座情報、合併課税期間口座情報、法消費分割情報、法電子申告管理情報、法消費連結情報、法登録国外事業者情報、法高額特定資産届出情報、法輸出物品販売場事績情報、個見込み課税事業者情報、個消費届出履歴情報、個消費申告・決議事績情報、個調査処理状態情報、個加算税事績情報、個非違内訳情報、個中間申告事績情報、個消費調査事績情報、個消費調査事績非違内訳情報、取消消費申告事績情報、個課税期間口座情報、個加算税・不適用情報、個番号照会情報、個登録国外事業者情報、個高額特定資産届出情報、個輸出物品販売場事績情報、個届出書中間情報、個適格処理対象連絡せん情報、個届出入力情報、個課税期間口座更新履歴情報、個課税期間作成有無情報、併合転出入退避情報、転出入退避情報、個新規見込み抽出情報、個免税対象者情報、送付者名簿等作成情報、個債権系引継情報、個還付対象者情報、個還付留保条件情報、個誤り連絡せん情報、消費税訂正削除、個徴収決定集計票情報、取消中間事績情報、個還付情報、個台帳番号付番情報、個台帳番号管理情報、個入力状況情報、個還付留保、個還付解除、個イメージ訂正対象者、個台帳番号管理・索引簿情報、個会計検査院対象者情報、個番号照会個別情報、個番号確認票情報、誤り連絡せん作成者名簿情報、個発議調査処理状態情報、個発議決議事績情報、個発議更正等通知書情報、個発議賦課決定通知書情報、個発議非違内訳情報、個発議出力対象確認情報、個発議理由情報、個不徴収決議入力情報、個住民票照会情報、法届出書中間情報、消費中間申告更新履歴情報、法課税期間口座更新履歴情報、合併課税期間口座更新履歴情報、法登録国外事業者採番情報、法見込み抽出情報、法免税対象者情報、法債権系引継情報、法還付対象者情報、法要更正連絡せん情報、法管理部門連絡せん情報、電子申告等帳票情報、法調査課引継情報、法管理連絡件数表情報、法発議調査処理状態情報、法発議決議事績情報、法発議更正等通知書情報、法発議賦課決定通知書情報、法発議非違内訳情報、法解除前情報、消費税無申告法人抽出情報、適格請求書情報、適格事業者情報、適格決裁状態管理情報、輸販電子申請等受信情報

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(14)査察特定個人情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1,000万人以上] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	各税法の規定により国税当局に提出される税務関係書類に個人番号を記載することとされている申告書提出者等。
その必要性	犯則事件の真相を明らかにし、国税に関する刑罰法令を適正かつ迅速に適用するため。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="radio"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="radio"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="radio"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="radio"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="radio"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	個人番号、4情報及びその他識別情報(内部番号): 対象者を正確に特定するために保有 4情報及び連絡先: 対象者との連絡のために保有 国税関係情報: 国税犯則事件等の管理のために保有
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	令和8年度(予定)
⑥事務担当部署	査察課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input checked="" type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、消費税室、管理運営課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③入手の時期・頻度	月次及び年次	
④入手に係る妥当性	番号法9条、同法別表第一第38号及び主務省令第30条により、個人番号は犯則事件の調査に関する事務のために取得及び利用することができる。	
⑤本人への明示	国税通則法第124条等の国税関係法令に、税務関係書類に個人番号の記載を求める旨を規定することにより、国税当局が個人番号を入手することが明示されている。	
⑥使用目的 ※	犯則事件の真相を明らかにし、国税に関する刑罰法令を適正に適用するために、申告内容などの事実関係を検証する目的で使用する。	
	変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※	査察課
	使用者数	[1,000人以上] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	国税犯則事件の調査に係る事務	
	情報の突合 ※	国税に関する刑罰法令を適正に適用するために、申告内容などの事実関係を検証する際、例えば、提出された申告書に記載された情報と特定個人情報ファイルに記録されている情報を突合する場合がある。
	情報の統計分析 ※	—
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	租税に関する法律に基づく犯則があると思料された場合には、検察官に告発する。
⑨使用開始日	令和8年度(予定)	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※	<p>※国税庁の次世代システムでは、オンプレミス環境に保管するか、クラウド環境に保管するか、又はこれらを併用するか、検討しているところである。</p> <p>(1)オンプレミス環境における立入り・アクセス制限 ・Ⅲ 7. ⑤具体的な対策の内容(1)と同じ。</p> <p>(2)クラウド環境における立入り・アクセス制限 ・Ⅲ 7. ⑤具体的な対策の内容(3)と同じ。</p>						
②保管期間	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; background-color: yellow; vertical-align: top; padding: 5px;">期間</td> <td style="padding: 5px;">[20年以上]</td> <td style="padding: 5px;"> <選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない </td> </tr> <tr> <td style="background-color: yellow; vertical-align: top; padding: 5px;">その妥当性</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;"> 「公文書等の管理に関する法律」(平成21年法律第66号)第10条第1項に基づき、国税庁における行政文書の管理について必要な事項を定めた「国税庁行政文書管理規則」(平成23年国税庁訓令第1号)において、業務に係る行政文書の類型ごとに、保存期間を定めている。 ※ 上記のとおり、国税庁においては、業務に係る行政文書の類型ごとに保存期間が異なるため、20年以上にチェックをしている。 </td> </tr> </table>	期間	[20年以上]	<選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない	その妥当性	「公文書等の管理に関する法律」(平成21年法律第66号)第10条第1項に基づき、国税庁における行政文書の管理について必要な事項を定めた「国税庁行政文書管理規則」(平成23年国税庁訓令第1号)において、業務に係る行政文書の類型ごとに、保存期間を定めている。 ※ 上記のとおり、国税庁においては、業務に係る行政文書の類型ごとに保存期間が異なるため、20年以上にチェックをしている。	
期間	[20年以上]	<選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない					
その妥当性	「公文書等の管理に関する法律」(平成21年法律第66号)第10条第1項に基づき、国税庁における行政文書の管理について必要な事項を定めた「国税庁行政文書管理規則」(平成23年国税庁訓令第1号)において、業務に係る行政文書の類型ごとに、保存期間を定めている。 ※ 上記のとおり、国税庁においては、業務に係る行政文書の類型ごとに保存期間が異なるため、20年以上にチェックをしている。						
③消去方法	情報ごとに定められた保存期間を経過したデータについては、システムにより自動的に消去する。						

7. 備考

コンピュータセンターにおいて、国税庁の次世代システムの運用支援の委託を行う予定であるが、プログラムの運用・稼働等についての支援を委託する予定であり、委託先のユーザ権限ではシステム内のファイルの内容にアクセスできない措置を講じる。
 なお、クラウドサービスを利用することとなった場合、クラウドを提供する事業者はデータにはアクセスしないこととする。

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

仮登録資料せん情報、漢字情報、検索情報、本登録資料せん情報、情報提供資料せん補完情報、資料せん他局引継ぎ管理情報、収集実績管理情報、大代表資料更新管理、調査対象者、基礎資料せん情報、整理番号発番、收受先管理表、本支店情報、復元本登録資料せん情報、復元漢字情報、復元情報提供資料せん補完情報

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(15)不服申立て・訴訟・事前照会・外国公館等免税指定店舗関係特定個人情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	各税法の規定により国税当局に提出される税務関係書類に個人番号を記載することとされている申請・届出書提出者等。
その必要性	内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現のため、納税者の情報を管理等するために、個人番号を利用する。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	個人番号、4情報及びその他識別情報(内部番号):対象者を正確に特定するために保有 4情報及び連絡先:対象者との連絡、各種通知書送付のために保有 国税関係情報:不服申立て、訴訟、事前照会及び外国公館等免税指定店舗に係る事務の管理等のために保有
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	令和8年度(予定)
⑥事務担当部署	審理室

3. 特定個人情報の入手・使用								
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (次世代システムに入力済みの情報)) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()							
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (e-Tax(インターネット))							
③入手の時期・頻度	【不服申立事務】 不服申立事案の発生の都度 【訴訟事務】 課税関係の訴訟事件の発生の都度 【事前照会関係事務】 事前照会事案の発生の都度 【外国公館等免税指定店舗管理事務】 免税指定店舗の指定等の都度							
④入手に係る妥当性	・国税通則法第124条等の国税関係法令に、税務関係書類に個人番号の記載を求める旨が規定されている。 ・納税者等の利便性の向上のために書面だけでなく、e-Taxによる提出も認めている。 ・番号法9条、同法別表第一第38号及び主務省令第30条により、個人番号は税の賦課又は徴収に関する事務のために取得及び利用することができる旨が規定されている。							
⑤本人への明示	国税通則法第124条等の国税関係法令に、税務関係書類に個人番号の記載を求める旨を規定することにより、国税当局が個人番号を入手することが明示されている。							
⑥使用目的 ※	内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現のため、各種申請・届出書の管理等が正確かつ効率的にできるよう、個人番号を利用する。							
	変更の妥当性 —							
⑦使用の主体	使用部署 ※ 企画課、課税総括課、資料調査課、資産課税課、法人課税課、個人課税課、審理室、訟務官室、酒税課、消費税室、調査課							
	使用者数 [1,000人以上] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
＜選択肢＞								
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満							
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満							
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上							
⑧使用方法 ※	・内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現のため、不服申立て、訴訟、事前照会及び外国公館等免税指定店舗に係る事務の管理等が正確かつ効率的にできるよう、個人番号を利用する。							
	情報の突合 ※ 各種申請・届出・推薦リストに記載された情報と他の情報との突合を行い、各種申請・届出書等の管理等が適法に行われているか確認する。							
	情報の統計分析 ※ 各種申請・届出の発生・処理件数等を統計処理している。							
	権利利益に影響を与え得る決定 ※ —							
⑨使用開始日	令和8年度(予定)							

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] [] <div style="text-align: right; font-size: small;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] [] <div style="text-align: right; font-size: small;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※	<p>※国税庁の次世代システムでは、オンプレミス環境に保管するか、クラウド環境に保管するか、又はこれらを併用するか、検討しているところである。</p> <p>(1)オンプレミス環境における立入り・アクセス制限 ・Ⅲ 7. ⑤具体的な対策の内容(1)と同じ。</p> <p>(2)クラウド環境における立入り・アクセス制限 ・Ⅲ 7. ⑤具体的な対策の内容(3)と同じ。</p>																	
②保管期間	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; background-color: yellow; vertical-align: top; padding: 5px;">期間</td> <td style="padding: 5px;">[20年以上]</td> <td style="padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">1) 1年未満</td> <td style="width: 33%;">2) 1年</td> <td style="width: 33%;">3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">10) 定められていない</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td style="background-color: yellow; vertical-align: top; padding: 5px;">その妥当性</td> <td style="padding: 5px;"> <p>「公文書等の管理に関する法律」(平成21年法律第66号)第10条第1項に基づき、国税庁における行政文書の管理について必要な事項を定めた「国税庁行政文書管理規則」(平成23年国税庁訓令第1号)において、業務に係る行政文書の類型ごとに、保存期間を定めている。</p> <p>※1 上記のとおり、国税庁においては、業務に係る行政文書の類型ごとに保存期間が異なるため、20年以上にチェックをしている(保存期間の例として、納税申告書は7年間、申請書は承認の効力が消滅等する日に係る特定日以後7年などとされている)。</p> </td> </tr> </table>	期間	[20年以上]	<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">1) 1年未満</td> <td style="width: 33%;">2) 1年</td> <td style="width: 33%;">3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">10) 定められていない</td> </tr> </table>	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない			その妥当性	<p>「公文書等の管理に関する法律」(平成21年法律第66号)第10条第1項に基づき、国税庁における行政文書の管理について必要な事項を定めた「国税庁行政文書管理規則」(平成23年国税庁訓令第1号)において、業務に係る行政文書の類型ごとに、保存期間を定めている。</p> <p>※1 上記のとおり、国税庁においては、業務に係る行政文書の類型ごとに保存期間が異なるため、20年以上にチェックをしている(保存期間の例として、納税申告書は7年間、申請書は承認の効力が消滅等する日に係る特定日以後7年などとされている)。</p>
期間	[20年以上]	<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">1) 1年未満</td> <td style="width: 33%;">2) 1年</td> <td style="width: 33%;">3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">10) 定められていない</td> </tr> </table>	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない						
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年																
4) 3年	5) 4年	6) 5年																
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上																
10) 定められていない																		
その妥当性	<p>「公文書等の管理に関する法律」(平成21年法律第66号)第10条第1項に基づき、国税庁における行政文書の管理について必要な事項を定めた「国税庁行政文書管理規則」(平成23年国税庁訓令第1号)において、業務に係る行政文書の類型ごとに、保存期間を定めている。</p> <p>※1 上記のとおり、国税庁においては、業務に係る行政文書の類型ごとに保存期間が異なるため、20年以上にチェックをしている(保存期間の例として、納税申告書は7年間、申請書は承認の効力が消滅等する日に係る特定日以後7年などとされている)。</p>																	
③消去方法	<p>情報ごとに定められた保存期間を経過したデータについては、システムにより自動的に消去する。</p>																	

7. 備考

コンピュータセンターにおいて、国税庁の次世代システムの運用支援の委託を行う予定であるが、プログラムの運用・稼働等についての支援を委託する予定であり、委託先のユーザ権限ではシステム内のファイルの内容にアクセスできない措置を講じる。
 なお、クラウドサービスを利用することとなった場合、クラウドを提供する事業者はデータにはアクセスしないこととする。

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

基本情報、対象処分(再調査)情報、経過情報、争点情報、口頭意見陳述情報、事案完結情報、取消情報、審査請求情報、対象処分(審査)情報、意見(釈明)書情報、同席審理情報、意見書情報、回答書情報、口頭意見陳述対応情報、申立情報、閲覧情報、税目情報、所管区分、年号情報、本税等情報、加算税情報、調査区分、青白区分、代理人資格情報、推計区分、原処分指導、更正理由、事案区分、特殊事案区分、根拠法、請求区分、意見(釈明)書、申立種類区分、閲覧種類区分、物件情報区分

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(16)徴収特定個人情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1,000万人以上] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	各税法の規定により国税当局へ提出する際に個人番号を記載することとされている税務関係書類を提出する者等。
その必要性	内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現のため、納税者の情報を管理するために、個人番号を利用する。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	個人番号、4情報及びその他識別情報(内部番号): 対象者を正確に特定するために保有 4情報及び連絡先: 対象者との連絡、各種通知書送付のために保有 国税関係情報: 滞納情報の管理のために保有
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	令和8年度(予定)
⑥事務担当部署	徴収課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input checked="" type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署（管理運営課） <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等（ ） <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人（ ） <input type="checkbox"/> 民間事業者（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他（ ）	
③入手の時期・頻度	【評価実施機関内の他部署】 新規の滞納者が発生する都度	
④入手に係る妥当性	【評価実施機関内の他部署】 番号法9条、同法別表第一第38号及び主務省令第30条により、個人番号は税の賦課又は徴収に関する事務のために取得及び利用することができる。	
⑤本人への明示	国税通則法第124条等の国税関係法令に、税務関係書類に個人番号の記載を求める旨を規定することにより、国税当局が個人番号を入手することが明示されている。	
⑥使用目的 ※	内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現のため、納税申告書と資料情報等の突合が正確かつ効率的にできるよう、個人番号を利用する。	
変更の妥当性	—	
⑦使用の主体	使用部署 ※	徴収課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 1,000人以上 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	・滞納整理に関する事務を行う。	
情報の突合 ※	—	
情報の統計分析 ※	データベースに蓄積された滞納者に対する滞納整理情報を基に、滞納整理状況などを統計処理している。	
権利利益に影響を与え得る決定 ※	滞納整理を行う。	
⑨使用開始日	令和8年度(予定)	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※			※国税庁の次世代システムでは、オンプレミス環境に保管するか、クラウド環境に保管するか、又はこれらを併用するか、検討しているところである。 (1)オンプレミス環境における立入り・アクセス制限 ・Ⅲ 7. ⑤具体的な対策の内容(1)と同じ。 (2)クラウド環境における立入り・アクセス制限 ・Ⅲ 7. ⑤具体的な対策の内容(3)と同じ。
②保管期間	期間	[20年以上]	<選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性		「公文書等の管理に関する法律」(平成21年法律第66号)第10条第1項に基づき、国税庁における行政文書の管理について必要な事項を定めた「国税庁行政文書管理規則」(平成23年国税庁訓令第1号)において、業務に係る行政文書の類型ごとに、保存期間を定めている。 ※ 上記のとおり、国税庁においては、業務に係る行政文書の類型ごとに保存期間が異なるため、20年以上にチェックをしている。
③消去方法			情報ごとに定められた保存期間を経過したデータについては、システムにより自動的に消去する。

7. 備考

コンピュータセンターにおいて、国税庁の次世代システムの運用支援の委託を行う予定であるが、プログラムの運用・稼働等についての支援を委託する予定であり、委託先のユーザ権限ではシステム内のファイルの内容にアクセスできない措置を講じる。
 なお、クラウドサービスを利用することとなった場合、クラウドを提供する事業者はデータにはアクセスしないこととする。

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

滞納者基本情報、関連滞納者情報、仮滞納者情報、質的区分設定情報、臨場準備情報、滞納整理事績、滞納者総合検索情報、延滞税シミュレート計算情報、所轄庁変更情報、滞納処分の引継・引受情報、催告業務情報、照会文書、差押情報、評価換価情報、納税緩和措置情報、帳票情報、従事・滞納整理事務実績、業務管理資料、特別施策情報、外部連携情報、集中電話催告情報

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(17)租税に関する法律に基づく調査(犯則事件の調査を除く。)により取得した特定個人情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[その他の電子ファイル(表計算ファイル等)] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	租税に関する法律の規定による質問・検査等の対象者及びその取引先の関係者。 ※なお、上記「②対象となる本人の数」を空欄としているが、租税に関する法律に基づく調査により取得するファイルは調査対象先が作成するものであるため、対象となる本人の数はあらかじめ特定できない。
その必要性	内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現のため、納税者の申告内容を帳簿等で確認するなどの税務調査や原処分が適正であったかどうか判断するための調査・審理を実施する際に、個人番号を利用するため。
④記録される項目	[] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="radio"/>] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等) [] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="radio"/>] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()
その妥当性	内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現のため、納税者の申告内容を帳簿等で確認するなどの税務調査や原処分が適正であったかどうか判断するための調査・審理を実施する際に、個人番号を利用する。 ※なお、上記「④記録される項目」を空欄としているが、租税に関する法律に基づく調査により取得するファイルは調査対象先が作成するものであるため、記録される項目の数をあらかじめ特定することはできない。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	令和8年度(予定)
⑥事務担当部署	課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、調査課、査察課、酒税課、消費税室、審理室、管理運営課、徴収課、国税不服審判所

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (調査対象者の取引先等の関係者、法定調書提出義務者)	
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③入手の時期・頻度	租税に関する法律に基づく調査の際に、必要に応じて入手する。	
④入手に係る妥当性	租税に関する法律に基づく調査の際に、個人番号が記載された税務関係書類の確認を行う必要がある。	
⑤本人への明示	<ul style="list-style-type: none"> ・国税通則法第74条の2(当該職員の所得税法等に関する調査に係る質問検査権)等の規定により、調査に係る質問及び検査等を行うことができる旨が明示されている。 ・また、番号法第19条第15号、番号法施行令第25条において、租税に関する法律の規定に基づく質問及び検査等の際に特定個人情報の提供を受けることできる旨が明示されている。 	
⑥使用目的 ※	内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現のため、納税者の申告内容を帳簿等で確認するなどの税務調査や原処分が適正であったかどうか判断するため、調査・審理を実施する際に、個人番号を利用する。	
	変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※	企画課、課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、調査課、酒税課、消費税室、審理室、管理運営課、徴収課、国税不服審判所
	使用者数	<input type="checkbox"/> 1,000人以上 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・納税申告書の記載内容との整合性の確認を行い、納税申告書の記載内容に誤りがあった場合には、修正申告の勧奨を行い、修正申告に応じない場合には、更正又は賦課決定を行う。 ・原処分が適正であったかどうか判断するため、調査・審理を行う。 	
	情報の突合 ※	納税申告書に記載された情報との突合を行い、課税標準や税額等の計算が所得税法等の国税関係法律の規定に従っているか確認する。
	情報の統計分析 ※	—
⑧使用方法 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・納税申告書の記載内容との整合性の確認を行い、納税申告書の記載内容に誤りがあった場合には、修正申告の勧奨を行い、修正申告に応じない場合には、更正又は賦課決定を行う。 ・原処分が適正であったかどうか判断するため、調査・審理を行い、その結果を裁決書謄本により審査請求人に通知する。 	
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	—
⑨使用開始日	令和8年度(予定)	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※	特定個人情報が記録されている電子記録媒体等は、入退館管理をしている建物内に所在する施設可能な倉庫内で保管する。また、調査事務で利用する際には、紛失、盗難その他の事故を防止するためにセキュリティワイヤで固定するなど必要な措置が講じられたパソコンを使用する。なお、倉庫及びセキュリティワイヤの鍵については責任者により適切に管理されている。	
②保管期間	期間	<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;">[1年未満]</div> <div style="width: 30%;"> 1) 1年未満 2) 1年 4) 3年 5) 4年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 10) 定められていない </div> <div style="width: 30%;"> 3) 2年 6) 5年 9) 20年以上 </div> </div>
	その妥当性	入手した電子情報は調査対象者の税額決定等や原処分が適正であったかどうか判断するために使用するため、調査・審理に必要な期間保管する。 ※ 上記のとおり、調査の期間により保存期間が異なるため、1年未満にチェックをしている。
③消去方法	入手した電子情報は調査が終了し、更正決定を行うなどした結果、調査・審理に必要がなくなったときに、調査担当職員が手作業でパソコンからデータを消去する。また、情報の管理状況を確認するため、情報セキュリティ責任者等による点検を定期的(年2回)に実施している。	
7. 備考		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

国税関係情報(入手媒体に記録された情報)

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(18)租税に関する法律に基づく犯則事件の調査により取得した特定個人情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[その他の電子ファイル(表計算ファイル等)] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	租税に関する法律に基づく犯則事件の調査の対象者及びその関係者 ※なお、上記「②対象となる本人の数」を空欄としているが、犯則事件の調査により取得するファイルは調査対象先が作成するものであるため、対象となる本人の数はあらかじめ特定できない。
その必要性	犯則事件の真相を明らかにし、国税に関する刑罰法令を適正かつ迅速に適用するため。
④記録される項目	[] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	犯則事件の真相を明らかにし、国税に関する刑罰法令を適正かつ迅速に適用するため。 ※なお、上記「④記録される項目」を空欄としているが、犯則事件の調査により取得するファイルは調査対象先が作成するものであるため、記録される項目の数をあらかじめ特定することはできない。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	令和8年度(予定)
⑥事務担当部署	査察課、酒税課、消費税室

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input checked="" type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (調査対象者の取引先等の関係者)	
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③入手の時期・頻度	犯則事件の調査を行った際に必要に応じて入手する。	
④入手に係る妥当性	犯則事件の調査を行うため必要があるときは、国税通則法において、質問・検査・領置・照会(同法第131条)、臨検・捜索・差押え・記録命令付差押え(同法第132条)を行うことが認められている。	
⑤本人への明示	国税通則法において、質問・検査・領置・照会(同法第131条)、臨検・捜索・差押え・記録命令付差押え(同法第132条)を行い得ることが法令上明示されている。また、番号法第19条第15号において、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査の際に特定個人情報の提供を受けることが法令上明示されている。	
⑥使用目的 ※	犯則事件の真相を明らかにし、国税に関する刑罰法令を適正に適用するために、申告内容などの事実関係を検証する目的で使用する。	
変更の妥当性	—	
⑦使用の主体	使用部署 ※	査察課、酒税課、消費税室
	使用者数	<input type="checkbox"/> 1,000人以上 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	情報の実合 ※ 情報の統計分析 ※ 権利利益に影響を与え得る決定 ※	
⑨使用開始日	令和8年度(予定)	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去					
①保管場所 ※	<p>特定個人情報ファイルについては、①紛失、盗難その他の事故を防止するためにセキュリティワイヤで固定するなど必要な措置が講じられたパソコン、②当該パソコンから接続できるサーバ又は③電子記録媒体に保存した上で、入退館管理をしている建物内に所在する施錠可能な事務室、サーバ室又は倉庫内で保管する。</p> <p>なお、セキュリティワイヤの鍵については責任者により適切に管理されている。</p>				
②保管期間	<table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <tr> <td style="background-color: #ffff00;">期間</td> <td style="background-color: #000000;"></td> </tr> <tr> <td style="background-color: #ffff00;">その妥当性</td> <td style="background-color: #000000;"></td> </tr> </table>	期間		その妥当性	
期間					
その妥当性					
③消去方法					
7. 備考					

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

国税関係情報(入手媒体に記録された情報)

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(1)収受・入力特定個人情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>・国税庁の次世代システムにおいて、e-Taxで所得税、消費税等の申告、法定調書、各種申請・届出等の手続を行う場合、これらの手続を行う者からしか情報を受け付けられないようにシステムで制御する。具体的には、e-Taxを利用するためには、電子申告・納税等開始届出書を税務署に提出し、利用者識別番号と(仮)暗証番号を取得して、電子証明書を登録するか、又は厳格な本人確認後に取得した利用者識別番号及び暗証番号を用いるか、若しくはマイナンバーカードに搭載される電子証明書を用いて利用者の登録を行う必要があることから、当該申告等の手続を行うとする者(利用者識別番号と暗証番号が登録された者(マイナンバーカードに搭載される電子証明書を用いて登録した者を含む))のみの申告等の収受を行うこととなる。</p> <p>【本人又は本人代理人からの入手(e-Taxによる入手含む。)]</p> <p>各税法に基づいて提出される納税申告書は、申告納税方式によるものであることから、納税者本人(本人の代理人としての税理士)が記載して提出するものであり、当該納税申告書においては、当該納税者の情報しか入手することができない。</p> <p>【民間事業者からの入手(e-Taxによる入手含む。)]</p> <p>各税法に基づいて金融機関等から提出される税務関係書類(納税者から金融機関等を經由して提出される書類を含む。)は法令で規定された事項のみ記載されて提出されるため、当該事項以外は入手できない。</p> <p>【法定調書提出義務者等からの入手(e-Taxによる入手含む。)]</p> <p>・各税法等に基づいて提出される法定調書等は、法令で規定された事項のみ記載されて提出されるため、当該事項以外は入手できない。</p> <p>【認定クラウド等からの入手]</p> <p>・申請等を行う者が提出領域に申請等情報を記録した時又は税務署長に対してアクセス権限を付与した時のいずれか遅い時に提出があったものとみなされるため、申請等情報について提出者以外の情報と混同することは無い。また、税務署長が認定クラウド等にアクセスし国税庁の次世代システムに申請等情報の複製を記録する際は、利用者に一意に払い出されている利用者識別番号及び申請等情報に一意に払い出されているアクセスキーを用いることで、提出者以外の情報を入手することを防止する。</p> <p>【外国税務当局からの入手]</p> <p>・租税条約等を締結している外国税務当局から、日本居住者の金融口座情報が、各国共通のフォーマットにのっとり、提供されるため、対象者以外の情報を入手することはない。</p>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>【本人又は本人の代理人、民間事業者、法定調書提出義務者からの入手]</p> <p>・国税庁の次世代システムにおいて、所得税、消費税等の申告、法定調書、各種申請・届出等の情報を収受する際には、法令上必要な情報が含まれているかどうかの確認を行っており(必要な情報の入力がない場合はエラーメッセージが表示される。)、また、必要事項以外は入力できないよう制限し、必要な情報以外を入手することを防止する。</p> <p>・納税者がe-Taxで手続を行う場合、国税庁が提供する確定申告書等作成コーナー等のプログラムについては、法令上の要件を満たす必要最少限度の入力画面とする。</p> <p>・納税者等が各税法等の規定に基づき、納税申告書、法定調書等、申請・届出書を提出する場合、法令・通達により手続に必要な事項を規定した様式を示すことで、不必要な情報の入手の防止に努める。</p> <p>・認定クラウド等においては、提出領域に申請等情報を統一フォーマットで記録することを求めること、及び申請等情報が記録される都度、当該申請等情報を一の単位として税務署長に対してアクセス権限が付与されることにより、不必要な情報を入手することを防止する。</p> <p>【外国税務当局からの入手]</p> <p>・租税条約等を締結している外国税務当局から、日本居住者の金融口座情報が、各国共通のフォーマットにのっとり、提供されるため、必要な情報以外を入手することはない。</p>
その他の措置の内容	—

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>【本人又は本人の代理人、民間事業者、法定調書提出義務者からの入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・e-Taxホームページ上で、e-Taxは国税に関する各種手続を行うためのシステムであることを明確にする。また上記のとおり、利用者識別番号及び暗証番号がシステムに登録されている納税者等しかe-Taxを利用することができない。これらによって納税者等に、e-Taxで受け付けた情報が、国税庁における国税事務のために使用されることを明示する。 ・納税者等が各税法等の規定に基づき、個人番号付きの納税申告書、法定調書等、申請・届出書を提出する際には、法令・通達において手続に必要な事項を規定した様式を示していることから、納税者本人は、個人番号の記載が必要であると認識した上で納税申告書等を提出することとなる。 ・納税者等の利便性の向上のために書面だけでなく、e-Taxによる提出も認めている。 ・認定クラウド等の提出領域へは、申請等を行う者(認定クラウド等の利用者)及びアクセス権限が付与されている税務署長のみアクセス可能とする。また、認定クラウド等と国税庁の次世代システムとのデータの授受に際しては、利用者に一意に払い出されている利用者識別番号及び申請等情報に一意に払い出されているアクセスキーを用いることで、不適切な利用を防止する。 ・納税者等に過剰な負担を負わせないよう、確定申告書等作成コーナーを準備するなどの措置を講じる。 <p>【外国税務当局からの入手】</p> <p>外国税務当局からの入手は、共通送受信システム(CTS)を使用することで、租税条約等を締結している外国税務当局からのみ連絡を行うことができるようにシステムで制御する。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク		
入手の際の本人確認の措置の内容	<p>【本人又は本人の代理人からの入手(書面による入手)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人から個人番号の提供を受ける場合 番号法第16条(本人確認の措置)、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令」(平成26年政令第155号)(以下「番号法施行令」という。)第12条第1項、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則」(以下「番号法施行規則」という。)第1条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等による確認のほか、番号法施行規則第2条4項の規定に基づき、納税申告書に添付された源泉徴収票等の書類又は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件」(平成27年国税庁告示第2号)(以下「国税庁告示」という。)に規定する書類等で確認するなどの方法により行う。 ・代理人から個人番号の提供を受ける場合 番号法第16条、番号法施行令第12条第2項、番号法施行規則第7条等の規定に基づき、代理人の個人番号カード、運転免許証又は旅券等による確認のほか、代理人が税理士である場合においては、番号法施行規則第9条2項等の規定に基づき、税務代理権限証書と税理士名簿に記載されている事項等の確認又は国税庁告示に規定する書類等で確認するなどの方法により行う。 <p>【本人又は本人の代理人からの入手(e-Taxによる入手)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法施行規則第3条(電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置)第2号ハに掲げる、署名用電子証明書及び電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けることにより確認する。 ・e-Taxにおいては、公的個人認証サービスに係る電子証明書のみではなく、「国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令」(平成15年財務省令第71号。以下、「オン化省令」という。)第2条第1号ロに規定された電子証明書及び同号ハの規定に基づき国税庁長官が定める電子証明書が利用可能となっている(詳細は、e-Taxホームページを参照)。 ※http://www.e-tax.nta.go.jp/systemriyo/systemriyo2htm ・また、上記の他、番号法施行規則に規定する個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定めた国税庁告示に規定する方法により本人確認を実施する。 <p>【民間事業者、法定調書提出義務者からの入手】</p> <p>特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、国税庁が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない(提供を行う者自身の本人確認は、「本人又は本人の代理人からの入手」と同様である)。</p> <p>【認定クラウド等による入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オン化省令第6条(申請等において氏名等を明らかにする措置)第1項第4号に掲げる方法により確認する。 <p>【外国税務当局からの入手】</p> <p>外国金融機関が共通報告基準に基づき本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、国税庁が外国税務当局から入手する際は番号法第16条が適用されない。</p>	

個人番号の真正性確認の措置の内容	<p>【本人又は本人の代理人からの入手(書面による入手)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人から個人番号の提供を受ける場合 番号法第16条、番号法施行令第12条第1項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カード又は住民票の写し等による確認のほか、国税庁告示に規定する書類等で確認する方法により行う。 ・代理人から個人番号の提供を受ける場合 本人から個人番号の提供を受ける場合と同様の方法により行う。 <p>【本人又は本人の代理人からの入手(e-Taxによる入手)】</p> <p>e-Taxで收受した情報は、国税庁の次世代システムにより、個人番号の真正性の確認を行う。</p> <p>【民間事業者、法定調書提出義務者からの入手】</p> <p>特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、国税庁が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない(提供を行う者自身の個人番号の真正性の確認は「本人又は本人の代理人からの入手」と同様である。)</p> <p>【外国税務当局からの入手】</p> <p>共通送受信システム(CTS)を通じて收受した情報は、国税庁の次世代システムで個人番号の真正性の確認を行う。</p>
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・国税庁の次世代システムでは、各税法等に基づいて国税当局に提出する所得税、消費税等の申告、法定調書、各種申請・届出や納税の事績等を入力することにより、国税債権などを一元的に管理するとともに、これらを分析して税務調査等に活用する。 ・納税者の申告内容を帳簿等で確認し、申告内容に誤りがあれば是正を求めるなどの対応を行う。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【本人又は本人の代理人、民間事業者、法定調書提出義務者からの入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税務署等に来署する場合は、窓口で対面にて收受する。 ・郵送の場合は、必ず郵便又は信書便を利用し、記載事項や添付書類に漏れないよう、十分に確認の上、所轄の税務署等に送付する旨を、国税庁ホームページにて案内をする。 なお、送付専用封筒の利用を勧奨するなどにより誤配送防止をする。 ・署内や確定申告書会場等で税務相談等を行うに当たっては、パーテーション等により仕切られたスペースで行う。 ・税務署等で受理した申告書等については、職員のみ立ち入ることができる耐火書庫に保管する。 ・e-Taxからの入手は、データセンター内部に限定された回線を用いて入手を行う。 ・e-Taxにおいて、申告、法定調書、各種申請・届出の情報を收受するに当たっては、改ざん検知、なりすまし防止のため、厳格な本人確認により払い出した利用者識別番号や電子署名を用いるほか、安全を確保し、盗聴等を防ぐために、TLSによる暗号化通信を行う。 ・認定クラウド等においては、国税庁長官の定めるクラウド認定基準(認定の対象となるクラウドサービス又はオンプレミスが、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)のクラウドサービスリストに掲載されていること、提供事業者及び利用者各々の立場から安全管理措置を講じられていること、サーバが日本国内に所在していることなど、国税庁告示で定める要件)に基づき、認定を行う。安全管理措置については、認定クラウド等の提供事業者及び利用者の責任において、提供事業者及び利用者各々の立場から講じる。認定クラウド等から国税庁の次世代システムへの提出通知の発出(アクセス権限の付与)、認定クラウド等から国税庁の次世代システムへ転送する申請等情報の複製及び暗号化、当該データの認定クラウド等から国税庁の次世代システムへの発出は、適切に限定された主体のみが接続し、情報が入手できるようにする。また、認定クラウド等と国税庁の次世代システムとの間のデータの授受に際しては、利用者に一意に払い出されている利用者識別番号及び申請等情報に一意に払い出されているアクセスキーを用いることにより、提出者以外の情報を入手することを防止するとともに、TLSによる暗号化通信を行うなどして、リスク対策を講じる。 <p>【外国税務当局からの入手】</p> <p>外国税務当局からの入手は、共通送受信システム(CTS)を経由して行う。CTSへのアクセスは、事前に各国税務当局が登録した電子証明書による認証が必要となるほか、SFTP方式による通信経路の暗号化を行うことにより高度な安全性が担保される。なお、入手するデータについても、電子証明書を付して暗号化を行うことで、改ざん検知やなりすまし防止等の措置を講じる。また、各国税務当局が同様の方法を採用することとする。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	国税庁の次世代システムでは、個人番号を用いた事務処理を行わないサブシステムからアクセスできないようプログラム制御を行う。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	国税庁の次世代システムにおいては、電子申告・納税等開始届出書を国税庁に対して提出するか、マイナンバーカードに搭載される電子証明書を用いて登録をした納税者(e-Tax利用者)、外国税務当局から提供された者の情報について必要な範囲内の紐付けを実施することとしており、目的を超えた紐付けは行われないう制御する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、当該職員の職責によりアクセスできる情報を制限しており、個人ごとにユーザIDを割り当て、ID及びパスワードによる認証を行う。 ・また、なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 ・なお、職員が離席する際には、パスワード設定されたスクリーンセーバー及び画面ロックを利用するなど、情報漏えい、なりすまし等の不正行為を防止する措置を講じる。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>① ID/パスワードの発行管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセス権限が必要となった場合、ユーザID管理者が、事務に必要な情報にアクセスできるユーザIDを発行する。 ・ユーザID管理者が事務ごとに必要となるアクセス権限の管理表を作成する。 ・異動等により新たなアクセス権限が必要となった場合には、ユーザID管理者が異動等の内容に基づき、事務に必要な情報へのアクセスが可能となる権限を、その職員のユーザIDに対して付与する。 <p>② 失効管理</p> <p>職員に異動等の事由が生じた場合は、ユーザID管理者は、当該職員の異動等を確認して、ユーザIDの失効処理又は権限の変更を行う。</p>
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・共用のIDを発行せず、必ずユーザごとにIDを発行する。 ・パスワードは、定期的に更新を実施するようシステムで制御する。 ・異動等の事由が生じたことにより、不要となったユーザIDについては、ユーザID管理者が失効等の処理を行っている。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<p>「情報セキュリティの確保に関する規程」(平成13年財務省訓令第11号)に基づく「情報セキュリティ対策基準」(平成13年財務省の情報セキュリティ委員会決定・平成18年全面改正)により、e-Taxへのログインの記録及び保有情報へのアクセスログの記録を行う。アクセスログについては、どの職員が、いつ、どの事務処理を実施したのかを、8年間ハードディスクに保存する。また、アクセスログについては、必要に応じて内容の点検を実施する。</p> <p>(※) 情報セキュリティ対策基準は、情報セキュリティ政策会議の決定する「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」に沿って定められたものである。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の提供は、法令の規定がある場合以外は認められない旨を職員等に周知する。また、国税通則法第126条において、国税に関する調査等に関する事務に従事している者が、その事務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、これを2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する旨が規定されている。 ・国税庁のシステムにおいては、当該職員の職責に応じて処理可能なメニューのみを表示することで、業務に不必要な処理を行えない仕組みとする。また、前記の職責に応じてアクセスできる情報を制限する。 ・「個人情報の保護に関する基本方針」(平成16年間議決定)に基づき個人情報保護に関する研修会を、「国税情報システムに係るセキュリティの確保のための実施細則」(平成20年国税庁事務運営指針)に基づき情報セキュリティに関する研修会を、全職員を受講対象として年1回実施し、業務外利用の禁止等について徹底する。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の提供は、法令の規定がある場合以外は認められない旨を職員等に周知する。また、国税通則法第126条において、国税に関する調査等に関する事務に従事している者が、その事務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、これを2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する旨が規定されている。 ・「国税情報システムに係るセキュリティの確保のための実施細則」において、電子情報は、作成、編集、利用又は保全を目的として行うバックアップ以外で複製してはならないこととする。 ・職員の職責によりアクセスできる情報を制限しており、業務に不必要な処理は行えない仕組みにするとともに、不正に複製されるリスクへの対応として、システム管理者から許可を得た職員以外は特定個人情報ファイルを複製できないよう、プログラムにより制御を行う。 ・移行作業実施者に特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発行する場合には、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、移行作業実施者が範囲を超えた操作を行えないよう、システム的に制御する。 ・移行作業をシステム間でのデータ転送等により行う場合は、専用線による接続を行うことで外部からの読み取りを防止する。 ・移行作業実施者以外は対象ファイルにアクセスできないこととし、リスク範囲を限定する。 ・移行以外の目的・用途でファイルを複製しないよう、移行作業に関係する者に対して周知徹底する。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>部外者によって不正に使用されるリスクに対しては、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルの使用時における特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対して、職員の執務スペースに部外者が立ち入ることができないようにするとともに、業者等の部外者が職員の執務スペースに立ち入る場合には、職員が立会いをするなど、不適切な行ないがないよう適切に管理する。 <p>なお、万一、施設内又はそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した場合に備えて、契約書において、秘密保持義務を規定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員が離席する際には、パスワード設定されたスクリーンセーバー及び画面ロックを利用するなど、情報漏えい、なりすまし等の不正行為を防止する措置を講じる。 	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認		
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法		
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法		
特定個人情報の提供ルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法		
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法		
特定個人情報の消去ルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法	<p>【地方税当局への提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国税当局と地方税当局との間の情報連携については、番号法第19条第10号、番号法施行令第22条及び番号法施行規則第20条等の規定に基づき、特定個人情報（所得税の確定申告情報等）の提供を行う。 ・その際には、番号法第19条第10号、番号法施行令第22条等の規定に基づき、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目を記録して、7年間保存するなどの措置をとる。 ・なお、国税当局と地方税当局との間の情報連携については、国税当局と地方税当局のみをつないだ専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみ提供するようにシステムで制御する。 <p>【内閣総理大臣（口座情報登録システム）への提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第5条の規定に基づき、国税当局から内閣総理大臣へ特定個人情報（公的給付支給等口座）の提供を行う。 その際には、番号法第12条の規定に基づき、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目を記録したログを一定期間保存し、必要に応じて内容の点検を実施するなどの措置をとる。 		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<p>【地方税当局への提供】</p> <p>国税当局と地方税当局との間の情報連携については番号法第19条第10号及び番号法施行令第22条等の規定に基づき、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目その他主務省令で定める事項を記録して、7年間保存する ②提供する特定個人情報が漏えいした場合において、その旨及びその理由を遅滞なく個人情報保護委員会に報告するために必要な体制を整備するとともに、提供を受ける者が同様の体制を整備していることを確認する ③情報連携を行う場合、電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行う ④情報連携を行う場合、書面については、特定個人情報の安全性を確保するために必要な措置として、内閣総理大臣が定める措置に従って行うなどの措置をとる。 <p>【内閣総理大臣（口座情報登録システムへの提供）】</p> <p>国税当局から内閣総理大臣へ提供する特定個人情報の項目については公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律等に基づき行う。</p> <p>また、提供する特定個人情報が漏えいした場合において、その旨及びその理由を遅滞なく個人情報保護委員会に報告するために必要な体制を整備するとともに、提供を受ける者が同様の体制を整備していることを確認する。</p>		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>【地方税当局への提供】</p> <p>国税当局と地方税当局との間の情報連携については、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①電子データについては、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととし、 ②書面については、特定個人情報の安全性を確保するために必要な措置として、内閣総理大臣が定める措置に従って行うこととする。 <p>なお、国税当局と地方税当局との間の情報連携については、国税当局と地方税当局のみをつないだ専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみ提供するようにシステムで制御する。【内閣総理大臣（口座情報登録システムへの提供）】</p> <p>国税庁の次世代システムから口座情報登録システムへの特定個人情報の提供については、専用線を使用し、暗号化した上で決められた情報のみ提供する仕組みとするため、その他の方法で特定個人情報が提供されることはない。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【地方税当局への提供】</p> <p>国税当局と地方税当局との間の情報連携については、</p> <p>①電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととし、</p> <p>②書面については、特定個人情報の安全性を確保するために必要な措置として、内閣総理大臣が定める措置に従って行うこととする。</p> <p>なお、国税当局と地方税当局との間の情報連携については、国税当局と地方税当局のみをつないだ専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみ提供するように系統的に担保する。【内閣総理大臣(口座情報登録システムへの提供)】</p> <p>国税庁の次世代システムから口座情報登録システムへの特定個人情報の提供については、専用線を使用し、暗号化した上で決められた情報のみ提供する仕組みとするため、誤った情報や誤った相手に対して特定個人情報が提供されることはない。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>国税庁の次世代システムから口座情報登録システムへの特定個人情報の提供については、専用線を使用し、情報を暗号化することで、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をする。</p>	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	お知らせ情報を対象者(マイナポータル利用者)へ連絡するために対象者の個人番号対応符号のみ情報提供ネットワークシステム経由で取得するようシステムで制御する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れている <input type="checkbox"/> 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムのインターフェイスシステム経由で接続されるため、安全に入手されることがシステムにより担保される。インターフェイスシステムとの間の通信は専用線によって行われ、かつ通信自体は暗号化される。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れている <input type="checkbox"/> 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	国税庁の次世代システムが入手する個人番号対応符号は、情報提供ネットワークシステムのコアシステム経由で取得されるが、情報提供ネットワークシステムにおいて、符号の生成は暗号演算により自動的に変換されるものであるため、情報の正確性は担保する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れている <input type="checkbox"/> 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容	国税庁の次世代システムと情報提供ネットワークシステム間の回線を通じて入手する場合は、専用線を用いて、暗号化して入手することにより情報漏えい防止措置を講じる。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れている <input type="checkbox"/> 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	前提として情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の提供要求はなく、国税庁の次世代システムからの各種お知らせ情報の通知を行う手段として個人番号対応符号を提供(連絡)する。国税庁の次世代システムにおいて個人番号対応符号の不正な提供が行われないようシステムで制御する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れている <input type="checkbox"/> 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容	上記リスク5と同様に、個人番号対応符号が不適切な方法で提供されないようシステムで制御する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れている <input type="checkbox"/> 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認情報照会に基づく厳格な本人確認が完了した個人番号をもとに、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて情報提供ネットワークシステムに対し個人番号対応符号の取得要求を実施する。これにより取得した個人番号対応符号を利用し、誤った対象者にお知らせ情報を連絡しないようシステムで制御する。 ・本人確認情報照会に基づく厳格な本人確認が完了した個人番号とe-Taxの利用者識別番号において管理されたお知らせ情報の関連付けの正確性を担保することで誤ったお知らせ情報を提供するリスクに対応する。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れている <input type="checkbox"/> 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>国税庁の次世代システムと情報提供ネットワークシステム(コアシステム)との間は、通信の暗号化等の高度なセキュリティを維持した専用ネットワーク(政府共通ネットワーク)を利用し、安全性を確保する。</p>			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[十分に遵守している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>(1) オンプレミス環境における物理的対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を保有しているサーバの設置場所については、有人による監視や入退館(室)装置による管理をしている建物の中で、取り扱う情報の重要度等に応じて設定した情報取扱区域のクラス区分(区画)に応じた管理対策(入室制限)及び利用権限による情報取扱制限を設けた上で、併せて生体認証による入退室管理等の対策を講じる。 ・なお、国税庁においては個人番号の有無にかかわらず納税者情報について、最も厳重な制限を実施する区画において管理する。 ・サーバ室の入退室については、システム管理者が許可した者に限定しており、サーバへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。 <p>(2) 税務署等における物理的対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税務署等で受理した申告書等については、職員のみ立ち入ることができる耐火書庫や、外部倉庫業者の倉庫に保管する。 <p>(3) クラウド環境における物理的対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラウド事業者を選定する際の調達要件として、当該クラウドサービスが政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されている事業者であることとする。 ・具体的な対策の内容としては、例えば、クラウド事業者は保有・管理するクラウド環境を日本国内に設置し、当該事業者が電子錠による入退室制限等の物理的なアクセス制御手段により、クラウドの運用環境には許可された利用者のみが入退室できるようにし、監視カメラ等による入退室及び室内映像を収集し、入退室の記録を取得することとする。 ・国税庁長官の定めるクラウド認定基準に基づき認定クラウド等の提供事業者及び利用者の責任において、提供事業者及び利用者各々の立場から安全管理措置(物理的対策を含む。)を講じる。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・不正プログラム対策 ウイルス対策ソフトを使用して、サーバ及び職員用パソコンで定期的にウイルスチェックを実施する。また、定期的に、検証済みのパターンファイルに更新する。 ・なお、サーバ及び職員パソコンへのソフトウェア導入は、セキュリティ管理者の許可を得るとともに、システムの検証等を実施した上で、システム管理者が実施することとしており、不正なプログラムの導入を防止する。 また、サーバ及び職員パソコンについては、オペレーティングシステム、ミドルウェア及びドライバのセキュリティ情報等を収集し、必要に応じて、修正プログラムを導入する。 ・不正アクセス対策 外部からのアクセスに対しては、ファイアウォールや不正侵入検知システムを導入することにより、不正なアクセスを検知した上で遮断する。 また、国税庁内からデータベースへのアクセスに対しては、ファイアウォールで不正アクセスを遮断するとともに、プログラムにより、アクセス制御しており、システム管理者から許可を得た者以外は、データベースの参照・更新・消去することができない仕組みとする。 ・クラウド環境の対策 国税庁長官の定めるクラウド認定基準に基づき認定クラウド等の提供事業者及び利用者の責任において、提供事業者及び利用者各々の立場から安全管理措置(技術的対策を含む。)を講じる。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>・特定個人情報の漏えい等事案が発生した場合、事案の内容に応じて以下の対応をする。</p> <p>①特定個人情報の漏えい等事案の発生連絡を行う。</p> <p>②事実関係の調査、原因の究明及び影響範囲の特定を行う。</p> <p>③職員又は運用保守業者へサービス停止や調査、復旧作業を指示する。</p> <p>④影響を受ける可能性のある本人へ連絡等を行う。</p> <p>⑤再発防止策を検討し、速やかに実施する。</p> <p>⑥個人情報保護委員会、内閣サイバーセキュリティセンター及び総務省へ報告する。</p> <p>⑦事案の内容等に応じて、事実関係及び再発防止策等の公表を行う。</p> <p>・認定クラウド等においては、国税庁長官の定めるクラウド認定基準に基づき、認定クラウド等の提供事業者及び利用者の責任において、提供事業者及び利用者各々の立場から安全管理措置(特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置)を講じる。</p>	

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

(2)納税者情報管理特定個人情報ファイル、(3)所得税特定個人情報ファイル、(4)資産税特定個人情報ファイル、(5)源泉所得税特定個人情報ファイル、(6)酒税特定個人情報ファイル、(7)間接諸税特定個人情報ファイル、(8)債権管理特定個人情報ファイル、(9)非課税貯蓄限度額管理特定個人情報ファイル、(10)資料調査特定個人情報ファイル、(11)少額投資非課税口座管理特定個人情報ファイル、(12)法人税特定個人情報ファイル、(13)消費税特定個人情報ファイル、(14)査察特定個人情報ファイル、(15)不服申立関係特定個人情報ファイル、(16)徴収特定個人情報ファイル

以下、下記のとおり入手元に区分して記載【該当特定個人情報ファイル】

- ①本人又は本人代理人からの入手(e-Taxによる入手含む。)(2)(3)(4)(5)(6)(7)(8)(9)(10)(12)(13)(15)
- ②法定調書提出義務者等からの入手(e-Taxによる入手含む。)(2)(10)
- ③金融機関の営業所等、金融商品取引業者等の営業所(金融機関等)からの入手(e-Taxによる入手含む。)(2)(9)(11)
- ④地方公共団体情報システム機構からの入手【(2)】
- ⑤地方公共団体からの入手【(3)(10)】
- ⑥評価実施機関内の他部署【(12)(13)(14)(15)(16)】
- ⑦調査対象者の取引先等の関係者【(10)】
- ⑧外国税務当局からの入手【(10)】

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

<p>対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容</p>	<p>①への措置 各税法に基づいて提出される納税申告書は、申告納税方式によるものであることから、納税者本人(本人の代理人としての税理士)が記載して提出するものであり、当該納税申告書においては、当該納税者の情報しか入手することができない。</p> <p>②への措置 各税法等に基づいて提出される法定調書等は、法令で規定された事項のみ記載されて提出されるため、当該事項以外は入手できない。</p> <p>③への措置 各税法に基づいて金融機関等から提出される税務関係書類(納税者から金融機関等を経由して提出される書類を含む。)は法令で規定された事項のみ記載されて提出されるため、当該事項以外は入手できない。</p> <p>④への措置 番号法第14条第2項において、「個人番号利用事務を処理するために必要があるときは・・・機構に対し機構保存本人確認情報の提供を求めることができる」と規定されており、事務処理に必要な者以外の情報は入手できない。 なお、不必要な情報入手の牽制及び事務処理に必要な者の情報入手の有無について事後の確認を目的として、アクセスログを取得する。</p> <p>⑤への措置 地方公共団体からの入手については、所得税の適正な課税を行うため、地方税法第72条の58、317条及び番号法第19条第10号等に基づき、地方税当局より必要な情報のみ提供されることから、対象者以外の情報は入手できない。</p> <p>⑥への措置 庁内連携システムから入手する情報については、あらかじめ定められているシステム上の仕様に基づき、対象者のみを連携対象とした処理方法を採用しているため、対象者以外の情報を入手することはできない。</p> <p>⑦への措置 国税通則法第74条の2第1項等において、「調査について必要があるときは・・・その者の事業に関する帳簿書類その他の物件の提示若しくは提出を求めることができる。」旨が規定されており、あらゆる者の特定個人情報の提出を求めることができるわけではなく、調査に必要があるときに限定する。</p> <p>⑧への措置 租税条約等を締結している外国税務当局から、日本居住者の金融口座情報が、各国共通のフォーマットにのっとり、提供されるため、対象者以外の情報を入手することはない。</p>
---------------------------------	---

<p>必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容</p>	<p>①②③への措置 納税者等が各税法等の規定に基づき、納税申告書、法定調書等、申請・届出書を提出する場合、法令・通達により手続に必要な事項を規定した様式を示すことで、不必要な情報の入手の防止に努める。</p> <p>④への措置 番号法第14条第2項において、「個人番号利用事務を処理するために必要があるときは…機構に対し機構保存本人確認情報の提供を求めることができる」と規定されており、事務処理に不必要な情報は入手できない。 なお、不必要な情報入手の牽制及び事務処理に不要な情報入手の有無について事後の確認を目的として、アクセスログを取得する。</p> <p>⑤への措置 地方公共団体からの入手については、所得税の適正な課税を行うため、地方税法第72条の58、317条及び番号法第19条第10号等に基づき、地方税当局より必要な情報のみ提供されることから、事務に不必要な情報は入手できない。</p> <p>⑥への措置 庁内連携システムから入手する情報については、あらかじめ定められているシステム上の仕様に基づき、必要な情報のみを連携対象とした処理方法を探っているため、対象者以外の情報を入手することはできない。</p> <p>⑦への措置 国税通則法第74条の2第1項等において、「調査について必要があるときは…その者の事業に関する帳簿書類その他の物件の提示若しくは提出を求めることができる。」旨が規定されており、あらゆる者の特定個人情報の提出を求めることができるわけではなく、調査に必要があるときに限定する。</p> <p>⑧への措置 租税条約等を締結している外国税務当局から、日本居住者の金融口座情報が、各国共通のフォーマットにのっとり、提供されるため、必要な情報以外を入手することはない。</p>
<p>その他の措置の内容</p>	<p>—</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク</p>	
<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>①②③への措置 ・納税者等が各税法等の規定に基づき、個人番号付きの納税申告書、法定調書等、申請・届出書を提出する際には、法令・通達において手続に必要な事項を規定した様式を示していることから、納税者本人は、個人番号の記載が必要であると認識した上で納税申告書等を提出することとなる。 ・納税者等の利便性の向上のために書面だけでなく、インターネット(e-Tax)による提出も認めている。</p> <p>④⑤への措置 特定個人情報の入手元である地方公共団体情報システム機構、地方公共団体からは、専用線を用いて、法令で定められた範囲の情報しか入手しないようシステムで制御する。なお、納税申告書等に記載された個人番号を確認する際は、地方公共団体情報システム機構に対し、機構保存本人確認情報の提供を求めることから、国民に対し、不必要な負担を負わせないようにする。</p> <p>⑥への措置 庁内連携システムから入手する情報については、あらかじめ定められているシステム上の仕様に基づき、対象者のみを連携対象とした処理方法を探っているため、不適切な方法により入手することはできないようシステムで制御する。</p> <p>⑦への措置 国税通則法第74条の2第1項等において、「調査について必要があるときは…その者の事業に関する帳簿書類その他の物件の提示若しくは提出を求めることができる。」旨が規定されており、あらゆる者の特定個人情報の提出を求めることができるわけではなく、調査に必要があるときに限定する。</p> <p>⑧への措置 外国税務当局からの入手は、共通送受信システム(CTS)を使用することで、租税条約等を締結している外国税務当局からのみ連絡を行うことができるようにシステムで制御する。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク3: 入手した特定個人情報^{が不正確である}リスク

<p>入手の際の本人確認の措置の内容</p>	<p>①への措置(書面による入手) ・本人から個人番号の提供を受ける場合 番号法第16条(本人確認の措置)、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令」(平成26年政令第155号)(以下「番号法施行令」という。)第12条第1項、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則」(以下「番号法施行規則」という。)第1条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等による確認のほか、番号法施行規則第2条4項の規定に基づき、納税申告書に添付された源泉徴収票等の書類又は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件」(平成27年国税庁告示第2号)(以下「国税庁告示」という。)に規定する書類等で確認するなどの方法により行う。 ・代理人から個人番号の提供を受ける場合 番号法第16条、番号法施行令第12条第2項、番号法施行規則第7条等の規定に基づき、代理人の個人番号カード、運転免許証又は旅券等による確認のほか、代理人が税理士である場合においては、番号法施行規則第9条2項等の規定に基づき、税務代理権限証書と税理士名簿に記載されている事項等の確認又は国税庁告示に規定する書類等で確認するなどの方法により行う。</p> <p>①への措置(e-Taxによる入手) (1)收受・入力特定個人情報ファイルのⅢ. 2. リスク3. 「入手の際の本人確認の措置の内容」に記載する措置を講じる。</p> <p>②③④⑤への措置 特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、国税庁が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない(提供を行う者自身の本人確認は①と同様である)。</p> <p>⑥への措置 特定個人情報の入手元である庁内連携システムに個人番号を入力する部署において、番号法第16条の規定に基づき本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、庁内連携システムから入手する際は、番号法第16条が適用されない(提供を行う者自身の本人確認は①と同様である)。</p> <p>⑦への措置 租税に関する法律の規定による質問・検査等の対象者が番号法第16条の規定に基づき本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、国税庁が当該対象者から入手する際は番号法第16条が適用されない。</p> <p>⑧への措置 外国金融機関が共通報告基準に基づき本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、国税庁が外国税務当局から入手する際は番号法第16条が適用されない。</p>
<p>個人番号の真正性確認の措置の内容</p>	<p>①への措置(書面による入手) ・本人から個人番号の提供を受ける場合 番号法第16条、番号法施行令第12条第1項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カード又は住民票の写し等による確認のほか、国税庁告示に規定する書類等で確認するなどの方法により行う。 ・代理人から個人番号の提供を受ける場合 本人から個人番号の提供を受ける場合と同様の方法により行う。</p> <p>①への措置(e-Taxによる入手) (1)收受・入力特定個人情報ファイルのⅢ. 2. リスク3. 「個人番号の真正性確認の措置の内容」に記載する措置を講じる。</p> <p>②③④⑤への措置 特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、国税庁が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない(提供を行う者自身の個人番号の真正性の確認は①と同様である)。</p> <p>⑥への措置 特定個人情報の入手元である庁内連携システムに個人番号を入力する部署において、番号法第16条の規定に基づき本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、庁内連携システムから入手する際は、番号法第16条が適用されない(提供を行う者自身の本人確認は①と同様である)。</p> <p>⑦への措置 租税に関する法律の規定による質問・検査等の対象者が番号法第16条の規定に基づき本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、国税庁が当該対象者から入手する際は番号法第16条が適用されない。</p> <p>⑧への措置 共通送受信システム(CTS)を通じて收受した情報は、国税庁の次世代システムで個人番号の真正性の確認を行う。</p>

<p>特定個人情報の正確性確保の措置の内容</p>	<p>①②③⑧への措置 ・国税庁の次世代システムでは、各税法等に基づいて国税当局に提出する所得税、消費税等の申告、法定調書、各種申請・届出や納税の事績等を入力することにより、国税債権などを一元的に管理するとともに、これらを分析して税務調査等に活用する。 ・納税者の申告内容を帳簿等で確認し、申告内容に誤りがあれば是正を求めるなどの対応を行う。</p> <p>④⑤への措置 特定個人情報の入手元である地方公共団体情報システム機構、地方公共団体において、正確性を確保する。</p> <p>⑥への措置 特定個人情報の入手元である庁内連携システムに個人番号を入力する部署において、正確性を確保する。</p> <p>⑦への措置 納税者等から入手する特定個人情報は、提出された申告書等や、調査により収集した情報等と突合することにより、正確な情報であるか確認を行う。</p>
<p>その他の措置の内容</p>	<p>—</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク</p>	
<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>①②③への措置 ・税務署等に来署する場合は、窓口で対面にて收受する。 ・郵送の場合は、必ず郵便又は信書便を利用し、記載事項や添付書類に漏れないよう、十分に確認の上、所轄の税務署等に送付する旨を、国税庁ホームページにて案内をする。 なお、送付専用封筒の利用を勧奨するなどにより誤配送防止をする。 ・署内や確定申告書会場等で税務相談等を行うに当たっては、パーテーション等により仕切られたスペースで行う。 ・税務署等で受理した申告書等については、職員のみ立ち入ることができる耐火書庫に保管する。 ・e-Taxからの入手は、データセンター内部に限定された回線を用いて入手を行う。</p> <p>④⑤への措置 特定個人情報の入手元である地方公共団体情報システム機構、地方公共団体からの入手は、国税当局と入手元のみをつないだ専用線を用いて行う。</p> <p>⑥への措置 データセンター内部に限定された回線を用いて入手を行う。</p> <p>⑦への措置 「行政文書等を庁舎外へ持ち出す場合の管理について」(平成24年国税庁事務運営指針)において、用務先で取得した書類には、封筒に封入の上、鞆等にしまうなど散逸防止の措置を講じた上で持ち帰ると規定しており、これについて職員に周知徹底する。また、用務先で借用、取得若しくは作成した書類については、持ち出し用ファイルに綴った上で封筒に封入するなど散逸防止の措置を講じる。 なお、一時的に書類等を預かる場合には、預り証の交付を行っている。また、納税者等から電子データで特定個人情報を入手する場合は、原則として暗号化した上で国税当局が調達した電子記録媒体に格納して搬送することとする。</p> <p>⑧への措置 外国税務当局からの入手は、共通送受信システム(CTS)を経由して行う。CTSへのアクセスは、事前に各国税務当局が登録した電子証明書による認証が必要となるほか、SFTP方式による通信経路の暗号化を行うことにより高度な安全性が担保される。 なお、入手するデータについても、電子証明書を付して暗号化を行うことで、改ざん検知やなりすまし防止等の措置を講じる。また、各国税務当局が同様の方法を採用することとする。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p>—</p>	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	国税庁の次世代システムでは、個人番号を用いた事務処理を行わないサブシステムからアクセスできないようプログラム制御を行う。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	国税庁の次世代システムでは、個人番号を用いた事務処理を行わないサブシステムからアクセスできないようプログラム制御を行うため、業務上個人番号との紐付けが必要のない情報と紐付けされることはない。
その他の措置の内容	インターネットを扱う端末と業務システムを扱う端末を分けており、業務システムで使用する端末については外部と接続していない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、当該職員の職責によりアクセスできる情報を制限しており、個人ごとにユーザIDを割り当て、ID及びパスワードによる認証を行う。 ・また、なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 ・なお、職員が離席する際には、パスワード設定されたスクリーンセーバー及び画面ロックを利用するなど、情報漏えい、なりすまし等の不正行為を防止する措置を講じる。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>① ID/パスワードの発行管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセス権限が必要となった場合、ユーザID管理者が、事務に必要な情報にアクセスできるユーザIDを発行する。 ・ユーザID管理者が事務ごとに必要となるアクセス権限の管理表を作成する。 ・異動等により新たなアクセス権限が必要となった場合には、ユーザID管理者が異動等の内容に基づき、事務に必要な情報へのアクセスが可能となる権限を、その職員のユーザIDに対して付与する。 <p>② 失効管理</p> <p>職員に異動等の事由が生じた場合は、ユーザID管理者は、当該職員の異動等を確認して、ユーザIDの失効処理又は権限の変更を行う。</p>
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・共用のIDを発行せず、必ずユーザごとにIDを発行する。 ・パスワードは、定期的に更新を実施するようシステムで制御する。 ・異動等の事由が生じたことにより、不要となったユーザIDについては、ユーザID管理者が失効等の処理を行う。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<p>「情報セキュリティの確保に関する規程」(平成13年財務省訓令第11号)に基づく「情報セキュリティ対策基準」(平成13年財務省の情報セキュリティ委員会決定・平成18年全面改正)により、国税庁の次世代システムへのログインの記録及び保有情報へのアクセスログの記録を行う。アクセスログについては、どの職員が、いつ、どの事務処理を実施したのかを、1年間程度、ハードディスクや外部記録媒体に保存する。また、保存したアクセスログについては、必要に応じて内容の点検を実施する。</p> <p>(※) 情報セキュリティ対策基準は、情報セキュリティ政策会議の決定する「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」に沿って定められたものである。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・国税庁のシステムにおいては、当該職員の職責に応じて処理可能なメニューのみを表示することで、業務に不必要な処理を行えない仕組みとする。また、前記の職責に応じてアクセスできる情報を制限する。 ・「個人情報の保護に関する基本方針」(平成16年閣議決定)に基づき個人情報保護に関する研修会、「国税情報システムに係るセキュリティの確保のための実施細則」(平成20年国税庁事務運営指針)に基づき、業務外利用の禁止等を徹底するため、全職員を受講対象として、情報セキュリティに関する研修会を年1回実施する。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「国税情報システムに係るセキュリティの確保のための実施細則」において、電子情報は、作成、編集、利用又は保全を目的として行うバックアップ以外で複製してはならないと規定している。 ・職員の職責によりアクセスできる情報を制限しており、業務に不必要な処理は行えない仕組みにするとともに、不正に複製されるリスクへの対応として、システム管理者から許可を得た職員以外は特定個人情報ファイルを複製できないようプログラムにより制御を行う。 ・移行作業実施者に特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発行する場合には、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、移行作業実施者が範囲を超えた操作を行えないよう、システム的に制御する。 ・移行作業をシステム間でのデータ転送等により行う場合は、専用線による接続を行うことで外部からの読み取りを防止する。 ・移行作業実施者以外は対象ファイルにアクセスできないこととし、リスク範囲を限定する。 ・移行以外の目的・用途でファイルを複製しないよう、移行作業に関係する者に対して周知徹底する。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>部外者によって不正に使用されるリスクに対しては、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルの使用時における特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対して、職員の執務スペースに部外者が立ち入ることができないようにするとともに、業者等の部外者が職員の執務スペースに立ち入る場合には、職員が立会いをするなど、不適切な行ないがないよう適切に管理する。なお、万一、施設内又はそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した場合に備えて、契約書において、秘密保持義務を規定している。 ・職員が離席する際には、パスワード設定されたスクリーンセーバー及び画面ロックを利用するなど、情報漏えい、なりすまし等の不正行為を防止する措置を講じる。 ・特定個人情報ファイルを庁舎外で使用する際の特定個人情報が漏えいするリスクへの対策として、複数の認証方式の採用、専用回線の使用、シンクライアント方式の導入により端末へのデータ保存の制限などのセキュリティ対策を講じる。 ・特定個人情報ファイルをダウンロードするリスク対策として、当該ファイルを国税の専用回線を通じてインターネットと分離されているサーバへダウンロードするほか、ダウンロード先の限定、他フォルダへの持ち出し制御、保存期間の設定により定期的にファイルを削除するなどのセキュリティ対策を講じる。 <p>また、ダウンロード権限及びファイルへのアクセス権限の制限並びにダウンロードログ及びアクセスログの取得を行い、それらの点検を行うこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報が記載された申告書等を税務署等間で送付する場合には、第三者が当該特定個人情報を確認できないように封書をした上で、原則として自社便を使用して搬送する。 <p>また、搬送を委託する場合においても、安全管理措置を適切に実施した上で行う。</p>	

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<p>・法定調書に係るデータエントリー(データ入力)業務の委託については、調達仕様書及び委託契約書において、以下の事項を規定する。</p> <p>① 秘密保持義務 ② 事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ③ 特定個人情報の目的外利用の禁止 ④ 漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 ⑤ 納入終了の都度、特定個人情報の消去 ⑥ 従業者に対する監督・教育 ⑦ 契約内容の遵守状況についての報告徴求</p> <p>・委託元において、業務期間前後及び業務期間中に実地の監査を実施することにより、委託先の業務履行能力、契約内容の遵守状況について確認することとする。</p>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	法定調書に係るデータエントリー(データ入力)業務の委託については、調達仕様書及び委託契約書において、委託先から他者への再委託等を禁止する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>・法定調書の入力業務においては、業務期間前後及び業務期間中に実地の監査を実施することにより、委託先の業務履行能力、契約内容の遵守状況について確認する。</p>		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法	<p>【地方税当局への提供】</p> <p>・国税当局と地方税当局との間の情報連携については、番号法第19条第10号、番号法施行令第22条及び番号法施行規則第20条等の規定に基づき、特定個人情報（所得税の確定申告情報等）の提供を行う。</p> <p>・その際には、番号法第19条第10号、番号法施行令第22条等の規定に基づき、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目を記録して、7年間保存するなどの措置をとる。</p> <p>・なお、国税当局と地方税当局との間の情報連携については、国税当局と地方税当局のみをつないだ専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみ提供するようにシステムで制御する。</p>		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<p>【地方税当局への提供】</p> <p>国税当局と地方税当局との間の情報連携については番号法第19条第10号及び番号法施行令第22条等の規定に基づき、</p> <p>①特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目その他主務省令で定める事項を記録して、7年間保存する</p> <p>②提供する特定個人情報に漏えいした場合において、その旨及びその理由を遅滞なく個人情報保護委員会に報告するために必要な体制を整備するとともに、提供を受ける者が同様の体制を整備していることを確認する</p> <p>③情報連携を行う場合、電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行う</p> <p>④情報連携を行う場合、書面については、特定個人情報の安全性を確保するために必要な措置として、内閣総理大臣が定める措置に従って行うなどの措置をとる。</p>		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている	2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>【地方税当局への提供】</p> <p>国税当局と地方税当局との間の情報連携については、</p> <p>①電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととし、</p> <p>②書面については、特定個人情報の安全性を確保するために必要な措置として、内閣総理大臣が定める措置に従って行うなどとする。</p> <p>なお、国税当局と地方税当局との間の情報連携については、国税当局と地方税当局のみをつないだ専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみ提供するようにシステムで制御する。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている	2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[十分に遵守している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>(1) オンプレミス環境における物理的対策 ・特定個人情報を保有しているサーバの設置場所については、有人による監視や入退館(室)装置による管理をしている建物の中で、取り扱う情報の重要度等に応じて設定した情報取扱区域のクラス区分(区画)に応じた管理対策(入室制限)及び利用権限による情報取扱制限を設けた上で、併せて生体認証による入退室管理等の対策を講じる。なお、国税庁においては個人番号の有無にかかわらず納税者情報について、最も厳重な制限を実施する区画において管理する。 ・また、サーバ室の入退室については、システム管理者が許可した者に限定しており、サーバへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。</p> <p>(2) 税務署等における物理的対策について ・税務署等で受理した申告書等については、職員のみ立ち入ることができる耐火書庫や、外部倉庫業者の倉庫に保管する。</p> <p>(3) クラウド環境における物理的対策 ・クラウド事業者を選定する際の調達要件として、当該クラウドサービスが政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されている事業者であることとする。 ・具体的な対策の内容としては、例えば、クラウド事業者は保有・管理するクラウド環境を日本国内に設置し、当該事業者が電子錠による入退室制限等の物理的なアクセス制御手段により、クラウドの運用環境には許可された利用者のみが入退室できるようにし、監視カメラ等による入退室及び室内映像を収集し、入退室の記録を取得することとする。</p>
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>・不正プログラム対策 ウイルス対策ソフトを使用して、サーバ及び職員用パソコンで定期的にウイルスチェックを実施する。また、定期的に、検証済みのパターンファイルに更新する。 なお、サーバ及び職員パソコンへのソフトウェア導入は、セキュリティ管理者の許可を得るとともに、システムの検証等を実施した上で、システム管理者が実施することとしており、不正なプログラムの導入を防止する。 また、サーバ及び職員パソコンについては、オペレーティングシステム、ミドルウェア及びドライバのセキュリティ情報等を収集し、必要に応じて、修正プログラムを導入する。</p> <p>・不正アクセス対策 外部からのアクセスに対しては、物理的にネットワークを分離することでアクセスそのものを遮断する。また、国税庁内からデータベースへのアクセスに対しては、ファイアウォールで不正アクセスを遮断するとともに、プログラムにより、アクセス制御しており、システム管理者から許可を得た者以外は、データベースを参照・更新・消去することができない仕組みとする。</p> <p>・クラウド環境の対策 データエントリー(データ入力)業務において、クラウド環境に入力したデータについては、AI-OCR処理後、システムにより自動的に消去する。 クラウドサービスの利用に当たり、当庁がシステム及びデータのアクセス権を設定することにより、クラウド事業者は個人情報にアクセスすることは出来ないほか、侵入検知及び侵入防止策を行い、ログの監視・解析も実施する。 おって、AI-OCRサーバとのデータ授受は専用線で行い、通信内容の秘匿及び盗聴防止の措置を講じる。</p>
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

その内容	<p>令和3年度:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得税の住宅借入金等特別控除関係書類の誤廃棄(約2,600件分) ・個人事業の開業・廃業等届出書類の誤廃棄(約67,000件分) <p>令和2年度:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相続税の申告書等関係書類の誤廃棄(約270件分) ・所得税の住宅借入金特別控除証明書の税務署控の誤廃棄(約5,000件分) ・個人事業の開業・廃業等届出書類の誤廃棄(約17,000件分) <p>令和元年度:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・源泉所得税関係の簿書の誤廃棄(約24,600件分)。
再発防止策の内容	<p>誤送付・誤廃棄防止策として、文書発送及び簿書廃棄作業時における複数人による現物確認の実施、また、紛失・情報の無断持ち出し防止策として、行政文書の外部持ち出し時の事務手続きの遵守及び職員の綱紀保持を徹底するなど、管理体制の整備、規定・マニュアルの整備・見直し、職員の指導監督、事務監査を実施する。</p>
⑩死者の個人番号	<p>[保管している] <選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない</p>
具体的な保管方法	<p>死者の個人番号は、生存する個人の個人番号と分けて管理しないため、「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」において示す、生存する個人の個人番号と同様の管理を行う。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>税法の規定により、国税当局に提出される所得税、消費税等の申告書、法定調書、各種申請・届出書は、修正申告書等が提出されたとしても、当初の確定申告書等は、保存期間まで、常に原本として保存しておく必要があるため、特定個人情報が古い情報のまま保管することとなる。 なお、申告書等は提出ごとに区分して管理する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	<p>[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない</p>
手順の内容	<p>削除対象データについては、システム管理者から許可を得た職員が削除対象を指定することで消去することとし、システム管理者から許可を得ていない職員が誤って消去することのないようにする。 <オンプレミス環境の場合> ・特定個人情報等が記録された機器を廃棄する場合、専用のデータ消去ツールにより、データを復元できないよう電子的に完全に消去するか、物理的な破壊(磁気消去を含む。)によりデータを復元できないよう完全に消去し、消去証明書を提出させる。 <クラウド環境の場合> ・データの復元がなされないよう、クラウド事業者においてISMAP等の管理基準に準拠した廃棄プロセスを確保し、消去証明書を提出させる。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>・特定個人情報の漏えい等事案が発生した場合、事案の内容に応じて以下の対応をする。 ①特定個人情報の漏えい等事案の発生連絡を行う。 ②事実関係の調査、原因の究明及び影響範囲の特定を行う。 ③職員又は運用保守業者へサービス停止や調査、復旧作業を指示する。 ④影響を受ける可能性のある本人へ連絡等を行う。 ⑤再発防止策を検討し、速やかに実施する。 ⑥個人情報保護委員会、内閣サイバーセキュリティセンター及び総務省へ報告する。 ⑦事案の内容等に応じて、事実関係及び再発防止策等の公表を行う。 ・ハードウェアの稼働保証や、データの保管については、機器業者が行うこととなる。ただし、保存されたデータの中身については、暗号化措置を施し、国税庁以外参照できないように制御する。</p>	

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(17)租税に関する法律に基づく調査(犯則事件の調査を除く。)により取得した特定個人情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	国税通則法第74条の2第1項等において、「調査について必要があるときは…その者の事業に関する帳簿書類その他の物件の提示若しくは提出を求めることができる。」旨が規定されており、あらゆる者の特定個人情報の提出を求めることができるわけではなく、調査に必要があるときに限定する。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	国税通則法第74条の2第1項等において、「調査について必要があるときは…その者の事業に関する帳簿書類その他の物件の提示若しくは提出を求めることができる。」旨が規定されており、あらゆる者の特定個人情報の提出を求めることができるわけではなく、調査に必要があるときに限定する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	国税通則法第74条の2第1項等において、「調査について必要があるときは…その者の事業に関する帳簿書類その他の物件の提示若しくは提出を求めることができる。」旨が規定されており、あらゆる者の特定個人情報の提出を求めることができるわけではなく、調査に必要があるときに限定する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	租税に関する法律の規定による質問・検査等の対象者が番号法第16条の規定に基づき本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、国税庁が当該対象者から入手する際は番号法第16条が適用されない。
個人番号の真正性確認の措置の内容	租税に関する法律の規定による質問・検査等の対象者が番号法第16条の規定に基づき本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、国税庁が当該対象者から入手する際は番号法第16条が適用されない。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	納税者等から入手する特定個人情報は、提出された申告書等や、調査により収集した情報等と突合することにより、正確な情報であるか確認を行う。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	「行政文書等を庁舎外へ持ち出す場合の管理について」(平成24年国税庁事務運営指針)において、用務先で取得した書類には、封筒に封入の上、鞆等にしまうなど散逸防止の措置を講じた上で持ち帰ると規定しており、これについて職員に周知徹底する。また、用務先で借用、取得若しくは作成した書類については、持ち出し用ファイルに綴った上で封筒に封入するなど散逸防止の措置を講じる。なお、一時的に書類等を預かる場合には、預り証の交付を行う。また、納税者等から電子データで特定個人情報を入手する場合は、原則として暗号化した上で国税当局が調達した電子記録媒体に格納して搬送することとする。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	地方公共団体の宛名システムに相当する個人番号を参照することが可能な機能を持つ、国税庁の次世代システムとは接続しない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・租税に関する法律に基づく調査により取得した特定個人情報は、実態解明及び情報の正確性等を確保する目的以外使用できないことを、職員等に周知する。なお、国税庁の次世代システムでは保有する情報を電子データとして出力できないようにプログラムで制御することから、納税者等から電子データで入手した情報を系統的に紐付けることはできない。 ・租税に関する法律に基づく調査により取得した特定個人情報は、職務上必要と認められ権限の与えられた者しかアクセスできない。
その他の措置の内容	インターネットを扱う端末と業務システムを扱う端末を分けており、業務システムで使用する端末については外部と接続していない。
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [十分である] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている </div> 2) 十分である </div>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [行っている] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 行っている </div> 2) 行っていない </div>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ユーザIDに必要最低限の権限を付与し、事務処理上必要のないデータへのアクセスを制限する。 ・また、職員が離席する際には、パスワード設定されたスクリーンセーバー及び画面ロックを利用するなど、情報漏えい、なりすまし等の不正行為を防止する措置を講じる。
アクセス権限の発効・失効の管理	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [行っている] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 行っている </div> 2) 行っていない </div>
具体的な管理方法	<p>① ID/パスワードの発行管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユーザID管理者が事務ごとに必要となるアクセス権限の管理表を作成する。 ・異動等により新たなアクセス権限が必要となった場合には、ユーザID管理者が異動等の内容に基づき、事務に必要な情報へのアクセスが可能となる権限を、その職員のユーザIDに対して付与する。 <p>② 失効管理</p> <p>職員に異動等の事由が生じた場合は、ユーザID管理者が当該ユーザIDの失効処理又は権限の変更を行う。</p>
アクセス権限の管理	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [行っている] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 行っている </div> 2) 行っていない </div>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・共用のIDを発行せず、必ずユーザごとにIDを発行する。 ・パスワードは、定期的に更新を実施するようシステムで制御する。 ・異動等の事由が生じたことにより、不要となったユーザIDについては、ユーザID管理者が失効等の処理を行う。
特定個人情報の使用の記録	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [記録を残している] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 記録を残している </div> 2) 記録を残していない </div>
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・使用するパソコンへのログインの記録を行い、特定個人情報ファイルの格納先へのアクセス及び特定個人情報ファイルの使用のログを記録する。 ・電子記録媒体にデータを取り出しする際には、取り出し処理した際のログの記録を行っており、取り出し状況について定期的に監査を行う。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [十分である] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている </div> 2) 十分である </div>

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・①特定個人情報の使用は、法令の規定がある場合以外は、認められない旨、②国税庁においては、納税者の課税等に関する情報を取り扱うことから、国家公務員法による守秘義務違反より重い罰則が国税通則法第127条で定められており、情報の管理には細心の注意払わなければならない旨を職員等に研修等で周知をする。 ・電子記録媒体にデータを取り出しする際には、取り出し処理した際のログの記録を行う。 ・電子情報を電子記録媒体に取り出せる者が限定されており、取り出し許可者の許可がなければ持ち出せない。 ・電子情報の取り出し状況について定期的に監査を行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・①特定個人情報の使用は、法令の規定がある場合以外は、認められない、②国税庁においては、納税者の課税等に関する情報を取り扱うことから、国家公務員法による守秘義務違反より重い罰則が国税通則法第127条で定められており、情報の管理には細心の注意払わなければならない旨を職員等に研修等で周知をする。 ・電子記録媒体にデータを取り出しする際には、取り出し処理した際のログの記録を行う。 ・電子情報を電子記録媒体に取り出せる者が限定されており、取り出し許可者の許可がなければ持ち出せない。 ・電子情報の取り出し状況について定期的に監査を行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>部外者によって不正に使用されるリスクに対しては、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルの使用時における特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対して、職員の執務スペースに部外者が立ち入ることができないようにするとともに、業者等の部外者が職員の執務スペースに立ち入る場合には、職員が立会いをするなど、不適切な行為がないよう適切に管理する。 <p>なお、万一、施設内又はそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した場合に備えて、契約書において、秘密保持義務を規定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員が離席する際には、パスワード設定されたスクリーンセーバー及び画面ロックを利用するなど、情報漏えい、なりすまし等の不正行為を防止する措置を講じる。 ・特定個人情報ファイルを庁舎外で使用する際の特定個人情報が漏えいするリスクへの対策として、複数の認証方式の採用、専用回線の使用、シンクライアント方式の導入により端末へのデータ保存の制限などのセキュリティ対策を講じる。 	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） **[○] 提供・移転しない**

リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転の記録	[<input type="checkbox"/>]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
-----------------	------------------------------	--	--

具体的な方法			
--------	--	--	--

特定個人情報の提供・移転に関するルール	[<input type="checkbox"/>]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
---------------------	------------------------------	--	--

ルール内容及び ルール遵守の確認方法			
-----------------------	--	--	--

その他の措置の内容			
-----------	--	--	--

リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/>]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
-------------	------------------------------	---	--

リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク

リスクに対する措置の内容			
--------------	--	--	--

リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/>]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
-------------	------------------------------	---	--

リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク

リスクに対する措置の内容			
--------------	--	--	--

リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/>]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
-------------	------------------------------	---	--

特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

--	--	--	--

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[十分に遵守している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報が記録されている電子記録媒体等は、施錠可能な場所に保管する。 ・特定個人情報が記録されているパソコンは、紛失、盗難その他の事故を防止するためにセキュリティワイヤで固定するなど必要な措置を講じる。 ・特定個人情報が記録されているサーバは、施錠可能なラック内に設置する。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・不正プログラム対策 ウイルス対策ソフトを使用して、サーバ及び職員用パソコンで定期的にウイルスチェックを実施する。また、定期的に、検証済みのパターンファイルに更新する。 なお、サーバ及び職員パソコンへのソフトウェア導入は、セキュリティ管理者の許可を得るとともに、システム的な検証等を実施した上で、システム管理者が実施することとしており、不正なプログラムの導入を防止する。 また、サーバ及び職員パソコンについては、オペレーティングシステム、ミドルウェア及びドライバのセキュリティ情報等を収集し、必要に応じて、修正プログラムを導入する。 ・不正アクセス対策 外部からのアクセスに対しては、物理的にネットワークを分離することでアクセスそのものを遮断する。 また、国税庁内からデータベースへのアクセスに対しては、ファイアウォールで不正アクセスを遮断するとともに、プログラムにより、アクセス制御しており、システム管理者から許可を得た者以外は、データベースの参照・更新・消去することができない仕組みとする。 なお、全てのパソコン及びサーバには、原則として暗号化ソフトを導入する。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容	<p>令和3年度:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得税の住宅借入金等特別控除関係書類の誤廃棄(約2,600件分) ・個人事業の開業・廃業等届出書類の誤廃棄(約67,000件分) <p>令和2年度:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相続税の申告書等関係書類の誤廃棄(約270件分) ・所得税の住宅借入金特別控除証明書の税務署控の誤廃棄(約5,000件分) ・個人事業の開業・廃業等届出書類の誤廃棄(約17,000件分) <p>令和元年度:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・源泉所得税関係の簿書を誤廃棄(約24,600件分)。 		
再発防止策の内容	<p>誤送付・誤廃棄防止策として、文書発送及び簿書廃棄作業時における複数人による現物確認の実施、また、紛失・情報の無断持ち出し防止策として、行政文書の外部持ち出し時の事務手続きの遵守及び職員の綱紀保持を徹底するなど、管理体制の整備、規定・マニュアルの整備・見直し、職員の指導監督、事務監査を実施する。</p>		
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している	2) 保管していない
具体的な保管方法	<p>死者の個人番号は、生存する個人の個人番号と分けて管理しないため、「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」において示す、生存する個人の個人番号と同様の管理を行う。</p>		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>調査終了までは、調査対象者から提出された情報をそのまま管理し、原則として訂正を行わない。また、調査終了後にはデータの削除を行う。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	調査が終了し、更正決定を行うなどした結果、調査に必要ななくなったときに、調査担当職員が手作業でパソコンからデータを消去する。また、情報の管理状況を確認するため、管理者による点検を定期的(年2回)に実施する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>特定個人情報の漏えい等事案が発生した場合、事案の内容に応じて以下の対応をする。</p> <p>①特定個人情報の漏えい等事案の発生連絡を行う。</p> <p>②事実関係の調査、原因の究明及び影響範囲の特定を行う。</p> <p>③職員又は運用保守業者へサービス停止や調査、復旧作業を指示する。</p> <p>④影響を受ける可能性のある本人へ連絡等を行う。</p> <p>⑤再発防止策を検討し、速やかに実施する。</p> <p>⑥個人情報保護委員会、内閣サイバーセキュリティセンター及び総務省へ報告する。</p> <p>⑦事案の内容等に応じて、事実関係及び再発防止策等の公表を行う。</p>	

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑩を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(18)租税に関する法律に基づく犯則事件の調査により取得した特定個人情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	犯則事件の調査に必要があるときに質問・検査・領置・照会(国税通則法第131条)、臨検・搜索・差押え・記録命令付差押え(同法第132条)を行う場合は、国税通則法に基づき厳格に行われるため、対象者以外の不必要な情報の入手が行われることはない。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	犯則事件の調査に必要があるときに質問・検査・領置・照会(国税通則法第131条)、臨検・搜索・差押え・記録命令付差押え(同法第132条)を行う場合は、国税通則法に基づき厳格に行われるため、必要な情報以外を入手することはない。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	犯則事件の調査に必要があるときに質問・検査・領置・照会(国税通則法第131条)、臨検・搜索・差押え・記録命令付差押え(同法第132条)を行う場合は、国税通則法に基づき厳格に行われるため、不適切な方法で入手が行われることはない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	犯則事件の調査の対象者等が番号法第16条の規定に基づき本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、当庁が当該対象者から入手する際は番号法第16条が適用されない。
個人番号の真正性確認の措置の内容	犯則事件の調査の対象者等が番号法第16条の規定に基づき本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、当庁が当該対象者から入手する際は番号法第16条が適用されない。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	調査先から取得した資料を搬送する際には、収納箱に収納した後、封を行うなど、紛失及び散逸を防止する措置を義務付ける。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	地方公共団体の宛名システムに相当する個人番号を参照することが可能な機能を持つ、国税庁の次世代システムとは接続しない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・職務上必要であるとして権限の与えられた者しか特定個人情報ファイルにアクセスできない。 ・犯則事件の真相を解明する目的以外には特定個人情報ファイルを使用できないことを職員等に周知する。 ・国税庁の次世代システムでは保有する情報を電子データとして出力できないようにプログラムで制御することから、特定個人情報ファイルの情報を系統的に紐付けることはできない。
その他の措置の内容	特定個人情報ファイルを扱う端末については、インターネットを扱う端末と分けており、外部と接続していない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・事務処理を行う必要があるユーザを特定し、ユーザIDに必要最低限の権限を付与し、事務処理上必要のないデータへのアクセスを制限する。 ・また、職員が離席する際には、パスワード設定されたスクリーンセーバー及び画面ロックを利用するなど、情報漏えい、なりすまし等の不正行為を防止する措置を講じる。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ① ID/パスワードの発行管理 <ul style="list-style-type: none"> ・ユーザID管理者が事務ごとに必要となるアクセス権限の管理表を作成する。 ・異動等により新たなアクセス権限が必要となった場合には、ユーザID管理者が異動等の内容に基づき、事務に必要な情報へのアクセスが可能となる権限を、その職員のユーザIDに対して付与する。 ② 失効管理 <ul style="list-style-type: none"> 職員に異動等の事由が生じた場合は、ユーザID管理者が当該ユーザIDの失効処理又は権限の変更を行う。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・共用のIDを発行せず、必ずユーザごとにIDを発行する。 ・パスワードは、定期的に更新を実施するようシステムで制御する。 ・異動等の事由が生じたことにより、不要となったユーザIDについては、ユーザID管理者が失効等の処理を行う。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・使用するパソコンへのログインの記録を行い、特定個人情報ファイルの格納先へのアクセス及び特定個人情報ファイルの使用のログを記録する。 ・電子記録媒体にデータを取り出しする際には、取り出し処理した際のログの記録を行っており、取り出し状況について定期的に監査を行う。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・①特定個人情報の使用は、法令等の規定がある場合以外は認められない、②国税庁においては、納税者の課税等に関する情報を取り扱うことから、国家公務員法による守秘義務違反より重い罰則が国税通則法第127条で定められており、情報の管理には細心の注意払わなければならない旨を職員等に研修等で周知をする。 ・電子記録媒体にデータを取り出しする際には、取り出し処理した際のログの記録を行う。 ・電子情報を電子記録媒体に取り出せる者が限定されており、取り出し許可者の許可がなければ持ち出せない。 ・電子情報の取り出し状況について定期的に監査を行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認		
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法		
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法		
特定個人情報の提供ルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法		
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法		
特定個人情報の消去ルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容		
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[十分に遵守している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報が記録されている電子記録媒体等は、施錠可能な場所に保管する。 ・特定個人情報が記録されているパソコンは、紛失、盗難その他の事故を防止するためにセキュリティワイヤで固定するなど必要な措置を講じる。 ・特定個人情報が記録されているサーバは、施錠可能なラック内に設置する。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・不正プログラム対策 ウイルス対策ソフトを使用して、サーバ及び職員用パソコンで定期的にウイルスチェックを実施する。また、定期的に、検証済みのパターンファイルに更新する。 なお、サーバ及び職員パソコンへのソフトウェア導入は、セキュリティ管理者の許可を得るとともに、システムの検証等を実施した上で、システム管理者が実施することとしており、不正なプログラムの導入を防止する。 また、サーバ及び職員パソコンについては、オペレーティングシステム、ミドルウェア及びドライバのセキュリティ情報等を収集し、必要に応じて、修正プログラムを導入する。 ・不正アクセス対策 外部からのアクセスに対しては、物理的にネットワークを分離することでアクセスそのものを遮断する。 また、国税庁内からデータベースへのアクセスに対しては、ファイアウォールで不正アクセスを遮断するとともに、プログラムにより、アクセス制御しており、システム管理者から許可を得た者以外は、データベースの参照・更新・消去することができない仕組みとする。なお、全てのパソコン及びサーバには、原則として暗号化ソフトを導入する。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	<p>令和3年度:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得税の住宅借入金等特別控除関係書類の誤廃棄(約2,600件分) ・個人事業の開業・廃業等届出書類の誤廃棄(約67,000件分) <p>令和2年度:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相続税の申告書等関係書類の誤廃棄(約270件分) ・所得税の住宅借入金特別控除証明書の税務署控の誤廃棄(約5,000件分) ・個人事業の開業・廃業等届出書類の誤廃棄(約17,000件分) <p>令和元年度:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・源泉所得税関係の簿書を誤廃棄(約24,600件分)。

	再発防止策の内容	誤送付・誤廃棄防止策として、文書発送及び簿書廃棄作業時における複数人による現物確認の実施、また紛失・情報の無断持ち出し防止策として、行政文書の外部持ち出し時の事務手続きの遵守及び職員の綱紀保持を徹底するなど、管理体制の整備、規定・マニュアルの整備・見直し、職員の指導監督、事務監査を実施する。
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	死者の特定個人情報、生存する個人の特定個人情報と分けて管理しないため、「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」において示す、生存する個人の特定個人情報ファイルと同様の管理を行う。
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順		
	手順の内容	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>特定個人情報の漏えい等事案が発生した場合、事案の内容に応じて以下の対応をする。</p> <p>①特定個人情報の漏えい等事案の発生連絡を行う。</p> <p>②事実関係の調査、原因の究明及び影響範囲の特定を行う。</p> <p>③職員又は運用保守業者へサービス停止や調査、復旧作業を指示する。</p> <p>④影響を受ける可能性のある本人へ連絡等を行う。</p> <p>⑤再発防止策を検討し、速やかに実施する。</p> <p>⑥個人情報保護委員会、内閣サイバーセキュリティセンター及び総務省へ報告する。</p> <p>⑦事案の内容等に応じて、事実関係及び再発防止策等の公表を行う。</p>		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的なチェック方法	<p>・「国税庁で保有する情報の適切な管理のための措置について」(平成19年国税庁事務運営指針)に基づき、毎年10月の国税局が定める時期(国税局が独自に追加点検を実施する場合には適宜の時期)に自己点検を実施することとしており、各人が情報管理体制に関する点検票を作成し、管理者がその確認を行うことにより、訓令に基づいた適切な情報管理体制が構築されていること、本評価書どおりの運用がされていることを確認するとともに各人の自己点検結果を踏まえ、各国税局等に設置される情報管理委員会による事務監査(無予告監査を含む。)を実施することとしている。</p>
②監査	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な内容	<p>1 「国税情報システムに係るセキュリティの確保のための実施細則」に基づき、情報セキュリティ監査及び関連規程等の遵守状況の点検を定期的又は必要に応じて随時実施する。 ①情報セキュリティ監査: 情報システムセキュリティ責任者は、情報セキュリティ監査を年1回以上実施する。 ②関連規程等の遵守状況等の点検: 情報システムセキュリティ責任者は、職員等の情報セキュリティに関する関連規程等の遵守状況の点検を実施する。 ③監査結果の事後措置: 情報セキュリティ責任者は、監査及び点検結果を受けて情報セキュリティ確保のために必要な措置を講ずる。</p> <p>【監査項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子記録媒体の監査 国税当局が調達した以外の電子記録媒体の使用を禁止し、更に接続がないことについて随時監査を行っている。 ・外部作業所に対するセキュリティ実施状況の監査 委託業務の安全な遂行を達成するため、仕様書等に示している情報セキュリティに関する要求事項の実施状況の監査を行っている。 ・各国税局担当部局に対するセキュリティ実施状況の監査 各国税局(所)において、情報セキュリティ監査が適切に行われているかどうか、実施状況の監査を行っている。 <p>2 法定調書の入力業務においては、業務期間前後及び業務期間中に実地の監査を実施することにより、委託先の業務履行能力、契約内容の遵守状況について確認することとしている。</p>

2. 従業員に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	<div style="display: flex; align-items: center;"> [十分に] <div style="margin-left: 10px;"> <p style="margin: 0; font-size: 0.8em;"><選択肢></p> <p style="margin: 0; font-size: 0.8em;">1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に</p> <p style="margin: 0; font-size: 0.8em;">3) 十分に</p> </div> </div>
具体的な方法	<p>「国税情報システムに係るセキュリティの確保のための実施細則」、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、次に掲げる方法により教育・啓発を行っている。</p> <p>1 情報セキュリティ責任者は、情報システムセキュリティ責任者、課室情報セキュリティ責任者、情報システムセキュリティ管理者、補助者及び課室情報セキュリティ担当者に対し、情報セキュリティの確保に関する以下の内容を基本とした研修を年1回以上実施している。また、研修の受講状況を把握し、未受講者がいる場合にはフォローアップを行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティ事故の検出、報告、復旧及び対応手法 ・リスク分析手法 ・セキュリティ対策の導入及び運用手法 ・セキュリティ事故の事例 ・セキュリティ教育手法 ・個人情報・個人番号の適切な取扱い <p>2 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、職員等に対し、情報セキュリティの確保に関して以下の内容を基本とした研修を年1回以上実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティの重要性 ・情報システム利用者の責任 ・セキュリティ事故の事例 ・モラルの啓発 ・禁止行為及びそれらに対する罰則 ・個人情報・個人番号の適切な取扱い <p>3 委託先にかかる研修及び教育の実施について、調達仕様書等に基づき受託者が従事要員に対して本業務を行うに当たり必要な社内教育を定期的実施し、必要に応じて職員がその内容を確認する。</p>

3. その他のリスク対策

・納税者がマイナポータルへログインする際は、マイナンバーカード搭載の電子証明書と マイナンバーカード交付時に納税者が設定した暗証番号により本人確認を行う。

・納税者がマイナポータルからe-Taxへログインする際(認証連携の初期設定時)は、 e-Taxの利用者識別番号と暗証番号により本人確認を行う。

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	<p>開示・訂正・利用停止請求に係る保有個人情報を保有する部局で受け付ける。具体的には、以下のとおりである。</p> <p>国税庁長官官房総務課情報公開・個人情報保護室 国税不服審判所管理室 各国税局(所)総務部総務課 国税不服審判所各支部管理課 各税務署総務課</p> <p>※ 各請求先の住所・電話番号等については、国税庁ホームページを参照。 (https://www.nta.go.jp/about/disclosure/madoguchi/index.htm)</p>
②請求方法	<p>法律で定められた事項を記載した書面(請求書)を上記の「①請求先」の窓口へ直接提出するか、送付により提出する。</p> <p>国税庁において作成した請求書を使用する場合は、国税庁ホームページを参照。 (https://www.nta.go.jp/anout/disclosure/tetsuzuki-kojinjoho/03.htm)</p>
特記事項	<p>国税庁ホームページに、手続・手数料等について記載している。 (https://www.nta.go.jp/anout/disclosure/tetsuzuki-kojinjoho/03.htm)</p>
③手数料等	<p>[有料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料</p> <p>(手数料額、納付方法: 手数料: 保有特定個人情報が記録されている行政文書1件につき300円) 納付方法: 窓口での請求の場合は現金又は印紙、郵送の場合は印紙)</p>
④個人情報ファイル簿の公表	<p>[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
個人情報ファイル名	<p>納税地等必須情報ファイル、人格必須情報ファイル、名寄せ済資料ファイル、索引情報ファイル、消費税申告・決議事績ファイル、課税事績管理情報ファイル、相続税申告情報ファイル、非課税貯蓄限度額管理ファイル、原本情報ファイル、債権管理基本情報ファイル、審査請求事件処理状況等管理システム申請届出管理ファイル、個人申告管理ファイル、申告共通管理ファイル、法定調書管理ファイル、源泉管理ファイル、納税証明書管理ファイル、酒類業者ファイル、精算課税贈与者情報ファイル、贈与申告管理ファイル、国外財産事績管理ファイル、財産債務管理ファイル、個人関連詳細ファイル、個人検索情報ファイル、個人検索情報履歴ファイル、個人出力情報ファイル、個人出力情報履歴ファイル、個人解明対象ファイル、個人候補情報ファイル、個人関連管理ファイル、個人情報アクセスログファイル、少額投資非課税口座管理ファイル、番号記載申告蓄積情報ファイル、課税事績第二表情報ファイル、教育資金申告管理情報ファイル、暦年課税贈与者情報ファイル、関係者情報ファイル、取消消費税申告事績ファイル、贈与過去事案情報ファイル、贈与過去索引情報ファイル、贈与住借チェック情報ファイル、教育資金異動申告情報ファイル、贈与MQ暦年情報ファイル、贈与番号確認履歴情報、個人番号異動ファイル</p>
公表場所	<p>電子政府の総合窓口(e-Gov)において公表 (https://www.e-gov.go.jp)</p>
⑤法令による特別の手続	<p>住所等に変更があった場合の訂正については、所得税法第20条による。</p>
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	<p>—</p>
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	<p>「1. ①請求先」と同じ</p>
②対応方法	<p>問合せを受けた部署等が問合せの内容に関係する部署等へ連絡し、連絡を受けた部署等において対応する。</p>

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年5月17日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	e-Govにおいて意見公募手続を行い、電子メール又は書面にて意見を受付。
②実施日・期間	令和4年5月17日～令和4年6月16日までの31日間
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	評価書の記載に関する意見の提出はなし。
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	令和4年6月21日
②個人情報保護委員会による審査	(1) 国税関係事務の内容、特定個人情報ファイルの内容、特定個人情報の流れ並びにリスク及びリスク対策が具体的に記載されており、特段の問題は認められないと考えられるが、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行する必要がある。 (2) 特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策については、外部からのアクセスに対しては、暗号化通信や、不正侵入検知システムを導入し不正なアクセスを検知した上で遮断するなどの旨が記載されているが、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行する必要がある。 (3) 組織的及び人的安全管理措置については、適切な組織体制の整備、職員への必要な教育・研修、実効性のある自己点検・監査等を実施し、実務に即して適切に運用・見直しを行うことが重要である。 (4) 情報漏えい等に対するリスク対策全般については、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行することに加え、不断の見直し・検討を行うことが重要である。

